

第 2 編

全体計画

1 全体計画の体系

将来像	全体
<p>安心・安全 の追究</p> <p>レジリエンス ~Resilience~</p>	1 2 の 針 路
<p>誰もが輝く 社会</p> <p>エンパワーメント ~Empowerment~</p>	1 災害・危機に強い埼玉の構築
<p>持続可能な 成長</p> <p>サステナビリティ ~Sustainability~</p>	2 県民の暮らしの安心確保
	3 介護・医療体制の充実
	4 子育てに希望が持てる社会の実現
	5 未来を創る子供たちの育成
	6 人生100年を見据えたシニア活躍の推進
	7 誰もが活躍し共に生きる社会の実現
	8 支え合い魅力あふれる地域社会の構築
	9 未来を見据えた社会基盤の創造
	10 豊かな自然と共生する社会の実現
	11 稼げる力の向上
	12 儲かる農林業の推進

2040年には全国の高齢者人口がピークとなるなど、大きな社会の変化や多くの課題が見込まれています。「12の針路」とは、そうした先の見えない将来に向けて、政策分野ごとに本県の進むべき方向を示し、的確な施策の展開につなげるものです。

計 画	
分 野 別 施 策	
1 危機管理・防災体制の再構築	2 大地震に備えたまちづくり
3 治水・治山対策の推進	4 感染症対策の強化
5 防犯対策の推進と捜査活動の強化	6 交通安全対策の推進
8 食の安全・安心の確保	9 安全な水の安定供給と健全な水循環の推進
10 生活の安心支援	7 消費者被害の防止
11 地域で高齢者が安心して暮らせる社会づくり	12 介護人材の確保・定着対策の推進
13 地域医療体制の充実	14 医師・看護師確保対策の推進
15 医薬品などの適正使用の推進	
16 きめ細かな少子化対策の推進	17 子育て支援の充実
18 児童虐待防止・社会的養育の充実	
19 確かな学力と自立する力の育成	20 豊かな心と健やかな体の育成
21 多様なニーズに対応した教育の推進	22 質の高い学校教育の推進
23 私学教育の振興	24 家庭・地域の教育力の向上
25 生涯を通じた健康の確保	26 生涯にわたる学びの推進
27 高齢者の活躍支援	
28 就業支援と雇用環境の改善	29 女性の活躍推進と男女共同参画の推進
30 障害者の自立・生活支援	31 人権の尊重
32 多文化共生と国際交流のSAITAMAづくり	33 地域の魅力創造発信と観光振興
34 文化芸術の振興	35 スポーツの振興
36 デジタル技術を活用した県民の利便性の向上	
37 多様な主体による地域社会づくり	
38 住み続けられるまちづくり	39 埼玉の価値を高める公共交通網の充実
40 埼玉の活力を高める道路ネットワークの構築	
41 みどりの保全と創出	42 恵み豊かな川との共生
43 生物多様性の保全	
44 活力ある農山村の創造	45 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進
46 地球環境に優しい社会づくり	47 公害のない安全な地域環境の確保
48 新たな産業の育成と企業誘致の推進	49 変化に向き合う中小企業・小規模事業者の支援
50 商業・サービス産業の育成	51 産業人材の確保・育成
52 農業の担い手育成と生産基盤の強化	53 強みを生かした収益力ある農業の確立
54 林業の生産性向上と県産木材の利用拡大	

2 12の針路と54の分野別施策



■ 針路1 災害・危機に強い埼玉の構築

背景

本県に記録的な大雨と被害をもたらした令和元年東日本台風など、近年、災害が激甚化・頻発化しています。

また、マグニチュード7クラスの首都直下地震が、今後30年以内に約70%の確率で発生すると予測されており、発生時の被害を軽減し、迅速な復旧・復興を図るための対策が求められています。

さらに、世界規模で感染が拡大した新型コロナウイルス感染症は、グローバル化が進展する中で、新たなリスクを顕在化させるものとなりました。

こうした中で、災害や危機に強い埼玉を構築し、県民などの安心・安全を守っていく必要があります。

2040年を見据えた方向性

激甚化・頻発化する水害に対し、あらゆる関係者が協働して流域全体で備える「流域治水*」への転換を更に進めます。

大地震の発生に備え、橋りょうなどのインフラや建築物の耐震化を更に進めるなど、強靱なまちをつくります。

新型コロナウイルス感染症の拡大を教訓とし、感染症流行の未然防止やまん延防止のために感染症危機管理体制を強化します。

危機や災害ごとのシナリオ作成・訓練の実施などを通じて、危機管理・防災体制を再構築し、あらゆる危機がいつ、どこで起きても被害を最小限に抑えられるレジリエントな社会をつくります。

分野別施策

- 施策1 危機管理・防災体制の再構築
- 施策2 大地震に備えたまちづくり
- 施策3 治水・治山対策の推進
- 施策4 感染症対策の強化

施策	1	危機管理・防災体制の再構築
-----------	----------	----------------------

企画財政部、総務部、県民生活部、**危機管理防災部**、環境部、福祉部、
 担当部局 保健医療部、産業労働部、農林部、県土整備部、都市整備部、企業局、
 下水道局、教育局、警察本部

施策内容

首都直下地震や激甚化・頻発化する台風、豪雨災害への対応のみならず、新興感染症やテロも含めたあらゆる危機に備えることが改めて必要になっています。そこで、米国の政府機関であるFEMA*の持つ機能に着目し、平時から危機や災害ごとに対処すべき事項や役割分担を定めたシナリオを作成し、訓練を繰り返すことなどを通じて、関係機関同士の強固な連結を推進します。

様々な手段を活用した災害関連情報の発信やマイ・タイムライン*の県民への普及を行い、高齢者、障害者をはじめ住民の円滑な避難のための支援体制の充実を図るなど地域における「自助」、「共助」の強化を促進します。

また、災害時の医療提供体制の整備や被災後の迅速な復旧・復興を見据えた事前準備に取り組むなど、全ての人々が安全で持続可能な暮らしを確保できるよう危機管理・防災体制を再構築します。

主な取組

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害やテロなどの危機に備えた各種訓練の実施と基盤の再構築 ○ 地震、大雪、集中豪雨、竜巻等による災害に的確に対応するための体制の整備 ○ 危機や災害ごとのシナリオ作成・訓練の実施による関係機関との連携強化 ○ 県業務継続計画(BCP*)の継続的見直し ○ 民間・NPOなど多様な主体とのネットワークの構築 ○ 災害関連情報の可視化・共有化と迅速な発信・提供 ○ マイ・タイムラインの作成支援 ○ 各家庭における水、食料、携帯トイレの備蓄・家具の固定など自助の啓発強化 ○ 自主防災組織*の活性化の促進 ○ 学校における危機管理の徹底と防災体制の整備・充実及び災害安全教育の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時における要配慮者*等への支援体制の強化 ○ 防災活動拠点となる公園の整備 ○ 災害時における給水体制の強化 ○ 災害時における動物愛護対策の実施 ○ 災害時の拠点となる病院の整備など災害医療体制の強化 ○ 被災後の復興に向けたまちづくりのための手引作成や訓練の実施 ○ 下水道施設の自家用発電設備の増強・整備 ○ 更なる消防広域化*の推進 ○ 高圧ガスなどを扱う工場・事業場における大規模災害の防止体制強化 ○ 計画的な県庁舎等再整備の検討 |
|--|--|

施策指標

危機管理防災部

■ 自主防災組織の組織率

91.4%（令和元年度） → 96.0%（令和8年度）

指標の
説明

全世帯数に占める「自主防災組織が組織されている地域の世帯数」の割合。
自主防災組織の増加により地域の防災力が向上することから、この指標を選定。

指標の
根拠

令和元年度における組織率の全国上位10県の平均値（96.2%）に相当する組織率を目指し、目標値を設定。

危機管理防災部

■ 消防団員の定員に対する充足率

89.2%（令和2年度） → 89.6%（令和8年度）

指標の
説明

消防団員の条例定数に対する充足率。
地域の安全確保のために、消防団の果たす役割が大きいことから、この指標を選定。

指標の
根拠

令和2年4月1日時点における充足率の全国平均値（89.6%）を下回らないことを目指し、目標値を設定。

施策	2	大地震に備えたまちづくり
-----------	----------	---------------------

担当部局 危機管理防災部、保健医療部、農林部、**県土整備部**、**都市整備部**、企業局、下水道局、教育局、警察本部

施策内容

大地震による被災者数を大幅に減らすとともに、社会や経済などへの影響を最小限にとどめるため、防災拠点となる公共施設をはじめ、橋りょうや上下水道施設などの耐震化を推進し、強靱なインフラを構築します。

大地震発生時の火災や建築物倒壊などによる被害を軽減するため、土地区画整理事業*や市街地再開発事業*による基盤整備や住宅密集地の改善を促進するとともに、緊急輸送道路*の沿道や大規模な民間建築物の耐震化支援、応急危険度判定等の体制を強化します。

また、大地震発生後に円滑な救命・救急活動を行うため、防災拠点を結ぶ道路の整備や無電柱化などを進めるとともに、デジタル技術の活用により道路啓開体制*などを強化します。

主な取組

- | | |
|--------------------------------------|-----------------------------|
| ○ 防災拠点となる公共施設の耐震化の促進 | ○ 緊急輸送道路の沿道や大規模な民間建築物の耐震化支援 |
| ○ 橋りょうや排水機場の耐震化の実施 | ○ 応急危険度判定等の体制の強化 |
| ○ 水道施設の耐震化の実施 | ○ 防災拠点を結ぶ道路の整備 |
| ○ 下水道施設の耐震化の実施 | ○ 無電柱化の推進 |
| ○ 農業水利施設の耐震化の実施 | ○ 幹線道路のミッシングリンク*解消や多車線化 |
| ○ 安全な市街地を形成する土地区画整理事業や市街地再開発事業の実施と促進 | ○ 緊急交通路*の機能強化 |
| ○ 住宅密集地の改善促進 | ○ 大地震に備えた道路啓開体制の強化 |

施策指標

■平成8年より古い基準で建設された橋りょうの耐震補強率
69.8%（令和2年度末） → 85.8%（令和8年度末）

県土整備部

指標の説明	<p>平成8年より古い基準で建設された橋りょう*のうち、耐震補強が完了した割合。 災害時の物流供給は重要であり、交通途絶を生じさせないため、橋りょうの耐震補強を進めることは、大地震に備えたまちづくりに寄与できることから、この指標を選定。</p> <p>※兵庫県南部地震を契機に「橋、高架の道路等の技術基準」（道路橋示方書）の改定が行われる以前の基準で建設された橋りょう。</p>	指標の根拠	<p>平成8年より古い基準で建設された橋りょうのうち、緊急輸送道路上などの橋りょうの耐震補強を令和8年度末までに完了させることを目指し、目標値を設定。</p>
--------------	---	--------------	---

■耐震診断義務付け建築物の耐震化進捗率

都市整備部

94.4%（令和2年度末） → 100%（令和8年度末）

指標の説明	<p>耐震診断が義務付けられた建築物※のうち、耐震化が完了した割合。</p> <p>大地震発生時に大規模民間建築物等の倒壊を生じさせないために耐震化を進めることは、大地震に備えたまちづくりに寄与できることから、この指標を選定。</p> <p>※昭和56年5月31日以前に新築工事等に着手した多数の者が利用する建築物（学校、病院、店舗、ホテル等）のうち大規模なものなど。</p>	目標の根拠	<p>令和8年度末までに耐震診断義務付け建築物の耐震化進捗率100%を目指し、目標値を設定。</p>
-------	--	-------	--

■電線類の地中化の整備延長

県土整備部

57.5 km（令和2年度末） → 65.7 km（令和8年度末）

指標の説明	<p>県管理道路のうち、電線類の地中化の整備が完了した延長。</p> <p>災害時の電柱倒壊による避難、救急活動の妨げ防止や歩行者、車椅子の通行障害の改善を図ることで、大地震に備えたまちづくりに寄与できることから、この指標を選定。</p>	目標の根拠	<p>過去5年間（平成28年度～令和2年度）の実績を踏まえ、同水準の整備延長を完了することを目指し、目標値を設定。</p>
-------	---	-------	---

施策	3	治水・治山対策の推進
-----------	----------	-------------------

担当部局 農林部、**県土整備部**、都市整備部、下水道局

施策内容

近年、気候変動の影響により気象災害は激甚化・頻発化しており、本県においても令和元年東日本台風で大きな被害が生じました。そのような状況から県民の生命や財産を守るため、県土の強靭化を引き続き進めます。

河川や下水道、砂防関係施設などを整備するハード対策を着実に進めます。ソフト対策では、県民が早期の避難を自ら行えるようデジタル技術の活用による監視体制の強化や、様々な通信手段の活用により防災情報を発信するとともに、流域治水*への転換に伴う水災害リスクに備えたまちづくりのための浸水想定区域図等の活用などを推進します。

また、河川やダムなどの各種施設が災害時に確実かつ十分な機能を発揮できるように、適切な維持管理や計画的な更新を推進します。

主な取組

- | | |
|-------------------------------------|---|
| ○ 河川改修や調節池の整備・質的改良 | ○ 土砂災害警戒区域における警戒避難体制の強化 |
| ○ 雨水浸透ますなどの流域貯留浸透施設*の整備 | ○ 流域治水への転換に伴う水災害リスクに備えたまちづくりのための浸水想定区域図等の活用 |
| ○ 排水機場の耐水化 | ○ 安全点検による河川・水利施設の適切な維持管理 |
| ○ ゲリラ豪雨対策の実施 | ○ 土砂撤去や樹木伐採の推進 |
| ○ 雨水管や貯留管など下水道施設の整備支援 | ○ ダムや排水機場、護岸、砂防施設などの計画的な補修や更新 |
| ○ 砂防関係施設の整備 | |
| ○ 治山施設*・保安林*の整備 | |
| ○ 河川の水位や降雨量などの防災情報を収集して県民に提供する体制の強化 | |

施策指標

県土整備部

■ 治水対策によって床上浸水被害の解消が想定される家屋数
400棟（令和4年度～令和8年度の累計）

指標の説明	<p>令和元年東日本台風において県内で床上浸水被害を受けた家屋（約2,000棟）のうち、令和元年東日本台風と同規模の降雨に対して、床上浸水被害の解消が理論上想定される棟数。</p> <p>治水対策の成果を示す数値であることから、この指標を選定。</p>	指標の根拠	<p>令和元年東日本台風と同規模の降雨に対し、河川改修や調節池の整備、市町村による内水対策を着実に進め、床上浸水被害を受ける家屋数を400棟減少させることを目指し、目標値を設定。</p>
--------------	--	--------------	---

■ 河川整備が完了した河川の延長

627km（令和2年度末） → 640km（令和8年度末）

指標の説明	<p>県管理河川のうち、時間雨量50mm程度の降雨により発生する洪水を安全に流すための整備が完成した河川の延長。</p> <p>河川整備により浸水被害の軽減が図られることから、この指標を選定。</p>	目標の根拠	<p>河川整備が必要な河川の延長1,014kmのうち、事業効果の高い約13kmについて整備を完了することを目指し、目標値を設定。</p>
-------	--	-------	--

■ 砂防関係施設整備により保全される避難所等の数

10か所（令和2年度末） → 34か所（令和8年度末）

指標の説明	<p>砂防関係施設の整備により保全される土砂災害警戒区域内の避難所及び要配慮者*利用施設の数。</p> <p>砂防関係施設の整備により、土砂災害による被害の軽減が図られることから、この指標を選定。</p>	目標の根拠	<p>土砂災害警戒区域内の避難所及び要配慮者利用施設168か所のうち、事業効果の高い24か所について保全することを目指し、目標値を設定。</p>
-------	--	-------	--

施策	4	感染症対策の強化
-----------	----------	-----------------

担当部局 危機管理防災部、保健医療部

施策内容

新型コロナウイルス感染症が全世界に拡大し、県内でも多くの患者が発生するなど、本県の社会経済活動に著しい影響を及ぼしました。

これを教訓に、平時から体制を強化し、感染症の流行を未然に防ぎます。

感染症が発生した場合でも、迅速に対応することでまん延を防止し、その被害を最小限に食い止められるよう、患者移送体制の確立など初動体制の整備を進めます。

感染症がまん延した場合でも、地域医療体制が維持できるよう、必要な病床や宿泊療養施設などを迅速に確保できる仕組みを構築するとともに、感染症対策を担う専門人材の育成などに取り組みます。

また、エボラ出血熱やMERSなどの危険性が高く特別な対応が必要な感染症に対応する病床の整備にも引き続き取り組みます。

主な取組

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 感染症の発生、流行に関する情報共有・収集体制の確立 ○ エイズの予防啓発・早期発見体制の強化 ○ 迅速な患者移送体制の確立など感染症発生時の初動体制の整備 ○ 県検査機関における検査体制の強化 ○ 新興感染症などの流行による緊急事態を想定した病床などの医療体制の確保 ○ 宿泊療養施設を確保するための受入協定の締結 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 感染症対策を担う専門人材の育成 ○ 感染症に備えた治療薬・感染防護具の備蓄、ワクチンの安定供給対策の推進 ○ 感染症対策チームの設置と現地への派遣 ○ 県民や事業者に対する感染拡大防止に向けた働き掛け ○ 抵抗力が弱い高齢者などに対する支援 |
|--|--|

施策指標

保健医療部	
■ 感染症専門研修受講者数	
0 人（令和 2 年度末） → 542 人（令和 8 年度末）	
指標の説明	県が実施する感染症専門研修を受講した人数。高い専門性を有する感染症対策の人材を増やすことは、感染症対応力の向上につながることから、この指標を選定。
目標の根拠	全入院医療機関 542 施設（病院 343 施設、有床診療所 199 施設）に 1 人ずつの感染症対策の専門人材を養成することを目指し、目標値を設定。

■感染症病床*数

保健医療部

75床（令和2年度末） → 85床（令和8年度末）

指標の説明	<p>新興・再興感染症のうち、エボラ出血熱やMERSなど県民に重篤な影響を及ぼす感染症について診察・治療が可能な感染症病床の整備数。</p> <p>早期治療を行い、まん延防止を図るためには、一般病床とは別に病床整備が必要なことから、この指標を選定。</p> <p>※新型コロナウイルス感染症の患者については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」において、緊急その他やむを得ない場合につき、「感染症病床」以外に入院させることが可能であるとの規定等に基づいて、患者の受入れを実施。</p>	目標の根拠
-------	--	-------



■ 針路2 県民の暮らしの安心確保

背景

近年、刑法犯認知件数は減少傾向にありますが、特殊詐欺*の手口の巧妙化やサイバー犯罪など新たな不安要素が生じています。

また、悪質商法の手口も巧妙化するなど消費生活相談件数が高い水準で推移しています。

さらに、交通事故について、本県では高齢者、歩行者の死者数が多く、全国と比べると自転車乗用中の死者の割合が高い状況にあるなど、更なる防犯・交通安全対策の推進が必要です。

暮らしにおいては、いわゆる8050問題*や介護と育児のダブルケアなど、個人や世帯が抱えるニーズは多様化・複合化しています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大をはじめ社会経済環境の変化によって、急速に生活が困窮するケースもあり、暮らしの安心を高める支援が求められています。

2040年を見据えた方向性

県民一人一人の「自分の安全は自分で守る」という防犯意識を一層高め、犯罪が起きにくい地域環境をつくります。また、巧妙化する犯罪等に対応するため、捜査体制や警察活動基盤の強化を図ります。

全ての道路利用者に対する交通安全意識の普及・浸透を更に進めるとともに、交通事故が多発する交差点の改良や安全な自転車通行空間の整備などを推進します。

生活の不安や既存の枠組みでは対応しきれない様々な課題に応じた包括的な支援を早期から行い、誰一人取り残さない安心な社会をつくります。

分野別施策

- 施策5 防犯対策の推進と捜査活動の強化
- 施策6 交通安全対策の推進
- 施策7 消費者被害の防止
- 施策8 食の安全・安心の確保
- 施策9 安全な水の安定供給と健全な水循環の推進
- 施策10 生活の安心支援

施策	5	防犯対策の推進と捜査活動の強化
-----------	----------	------------------------

担当部局 **県民生活部、保健医療部、教育局、警察本部**

施策内容

刑法犯認知件数は減少傾向が続いていますが、高齢者を狙った特殊詐欺*では依然として多額の被害が発生しています。犯罪を撲滅し安心・安全に暮らしていくために、県民一人一人の防犯意識を高め、犯罪の起きにくい地域をつくります。

また、子供の学校内外における安全確保や女性を暴力から守るための対策などを推進するとともに、犯罪被害者等に対する支援を行います。

さらに、複雑化するサイバー犯罪・国際犯罪・組織犯罪などに対応するため、警察活動の基盤や捜査体制を強化するとともに、デジタル技術の導入により警察業務の効率化を進めます。

主な取組

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 防犯意識の高揚を図る情報発信と普及啓発活動の実施 ○ 自主防犯活動への支援 ○ 地域との連携による防犯活動の実施 ○ 防犯機器の整備の促進 ○ 自転車盗防止対策の実施 ○ 子供、高齢者、女性などを犯罪から守るための対策の推進 ○ 家庭や地域と連携した学校内外の安全対策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者を狙った特殊詐欺などの犯罪対策の実施 ○ 犯罪被害者などに対する支援 ○ サイバーセキュリティ*の向上を含むサイバー犯罪・サイバー攻撃*対策の実施 ○ 国際化する犯罪などへの対応力、初動捜査の強化 ○ 暴力団排除対策の実施 ○ 薬物対策の推進 ○ 警察職員の確保、警察施設や警察装備の整備 |
|---|---|

施策指標

<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">県民生活部、警察本部</div>			
<p>■人口千人当たりの刑法犯認知件数</p> <p>6.1件（令和2年） → 5.5件（令和8年）</p>			
指標の説明	<p>県内で1年間（1月～12月）に警察において認知した刑法犯の事件数を、その年の県人口（推計人口）で割り、算出した人口千人当たりの刑法犯認知件数。</p> <p>犯罪の発生を減少させる取組の成果を示す数値であることから、この指標を選定。</p>	目標の根拠	<p>犯罪の減少傾向を持続させるため、令和2年の現状値6.1件から10%減少させることを目指し、目標値を設定。</p>

施策	6	交通安全対策の推進
-----------	----------	------------------

担当部局 **県民生活部、県土整備部、教育局、警察本部**

施策内容

交通事故死者数を減らすためには、交通事故の加害者にも被害者にもならない意識を育てることが必要です。県民総ぐるみの交通安全運動や、高齢者をはじめあらゆる年齢層の特性に応じた交通安全教育を実施します。

特に、歩行中や自転車乗用中の事故死者数が多いことから、横断歩道における歩行者優先の意識付けや自転車安全教育などを行います。

交差点の改良、道路標示や自転車レーンなどの整備を行い、交通事故の起こりにくい道路環境づくりを進めるとともに、悪質・危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを実施します。

交通事故データを多角的に分析・活用し、交通事故の起きない社会を目指します。

主な取組

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 全国交通安全運動などの展開による交通安全意識の醸成 ○ 子供や高齢者など各年齢層に応じた交通安全対策の実施 ○ 歩行者事故防止対策の推進 ○ 自転車安全対策の推進 ○ 交差点改良の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 信号機や道路標識・道路標示など交通安全施設の整備 ○ 高齢者や障害者などが利用しやすい交通安全施設の整備 ○ 自転車通行空間の整備 ○ 幅の広い歩道の整備 ○ 悪質・危険性、迷惑性の高い違反(自転車を含む)に対する交通指導取締りの実施 |
|--|---|

施策指標

■ 交通事故死者数

121人（令和2年） → 96人（令和8年）

県民生活部、警察本部

指標の説明 県内で1年間（1月～12月）に発生した交通事故による死者数（事故後24時間以内の死者）。交通事故による死者を無くすための取組の成果を示す数値であることから、この指標を選定。

指標の根拠 「第11次埼玉県交通安全計画」における令和7年の目標値（100人以下）を踏まえ、更に交通事故死者数を減少させることを目指し、目標値を設定。

■ 幅の広い歩道の整備延長

1,402km（令和2年度末） → 1,467km（令和8年度末）

県土整備部

指標の説明 県が整備した道路のうち、少なくとも片側に幅員2.5m（有効幅員2.0m）以上の歩道が整備されている道路の延長。歩道の整備を進めることで、歩行者の安全確保に寄与できることから、この指標を選定。

指標の根拠 過去5年間（平成28年度～令和2年度）の実績を踏まえ、同水準の整備延長を完了することを目指し、目標値を設定。

施策	7	消費者被害の防止
-----------	----------	-----------------

担当部局 **県民生活部**、都市整備部、教育局、警察本部

施策内容

インターネットを介した電子商取引の増加やSNSの普及などの社会変化に伴い、消費者トラブルの内容は多様化しています。また、成年年齢の18歳への引下げを契機に若年者の消費者トラブルが急増していくことも懸念されます。このため消費者からの様々な相談に迅速に対応できるよう、県・市町村が連携して消費生活相談体制を強化します。

また、自ら考えて行動する自立した消費者を育成するため、環境に配慮した商品を選択して購入するなどエシカル消費*等の理解を進め、多様な消費者教育を実施します。

さらに、消費者被害の未然防止を図るため、事業者の指導や取締りを強化します。

主な取組

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 消費生活相談体制の強化 ○ 消費者啓発のための学習支援や情報提供 ○ 高齢者や若年者等の消費者トラブル防止対策の強化 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 多様な消費者教育の実施 ○ 事業者の指導・監督や法令違反業者の処分の実施 ○ ヤミ金融や悪質商法などの取締り強化 |
|--|--|

施策指標

県民生活部

■ 1年以内に消費者被害の経験がある、または嫌な思いをした

県民の割合

20.1%（令和2年度） → 13.8%（令和8年度）

指標の説明	県政世論調査で「訪問販売、電話勧誘販売、通信販売などにより行った契約で、経済的・物的な消費者被害の経験がある」または「嫌な思いをしたことがある」と回答した県民の割合。 消費者被害防止のための取組の成果を示す数値であることから、この指標を選定。	指標の根拠	消費者被害に遭いやすいとされる高齢者が増加する中であっても、過去5年間（平成28年度～令和2年度）の平均値（15.3%）よりも1割減少させることを目指し、目標値を設定。
--------------	--	--------------	--

施策	8	食の安全・安心の確保
-----------	----------	-------------------

担当部局 **保健医療部、農林部**

施策内容

食中毒や農薬の残留、食品の不適正表示、異物混入事件などの発生を背景に、食の安全・安心に対する県民の関心が高まっています。

このため、食品の監視指導・検査体制を強化するとともに、食品等事業者による自主管理を促進し、食に関する事故などを防止します。

また、県民一人一人が食の安全性について、正しい考え方を身に付けられるよう、情報を正しく分かりやすく提供します。

さらに、農薬の適正使用を推進するとともに、生産段階から農産物の安全性を確保する取組を強化します。

主な取組

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 食品の監視指導や検査体制の強化 ○ 食品表示の適正化による食への信頼の確保 ○ 県民や食品等事業者に対する食中毒の発生防止対策の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 食の安全・安心確保に向けた情報提供と普及啓発 ○ 農薬の適正使用や農業生産工程管理(GAP)などによる県産農産物の安全性確保 |
|--|---|

施策指標

保健医療部

■ 食品関連事業所における製品等の自主検査実施率

10.3% (令和2年度末) → 100% (令和8年度末)

指標の説明	<p>食品関連事業所（「食品衛生法」等に基づきHACCP*に沿った衛生管理を行うこととされている大規模事業者*の施設及び広域流通食品等製造施設*）において、HACCPの検証のための自主検査を実施している割合。</p> <p>食品関連事業所が行うべき自主衛生管理の1つである自主検査を推奨することで、PDCAサイクルによる継続的な衛生水準の改善を図るため、この指標を選定。</p>	目標の根拠	<p>食中毒の発生を未然に防止し、食の安全・安心を確保するには、食品関連事業所における製品等の自主検査実施率を100%にする必要があることを踏まえ、目標値を設定。</p>
--------------	---	--------------	---

施策	9	安全な水の安定供給と健全な水循環の推進
-----------	----------	----------------------------

担当部局 **企画財政部、環境部、保健医療部、農林部、企業局**

施策内容

全ての県民に安全な水を安定的に供給するため、ダムや堰などの水資源開発施設*の整備による渇水時における水源の確保、災害時における飲料水の確保に努めるとともに、県営浄水場への高度浄水処理施設の整備、河川や地下水等の水質の保全と監視や水道の水質検査の精度管理により、水道水の安全性を維持します。

また、将来にわたり安全・安心な水を安定して供給し続けるため、耐震化や老朽化対策など水道施設の計画的な更新・維持管理を図るとともに、水道広域化を軸とした水道事業者の経営基盤の強化を促進します。

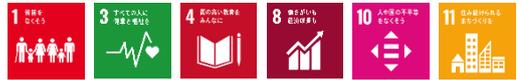
さらに、健全な水循環を維持・回復するため、水の貯留・かん養機能を有する森林、河川、農地、都市施設の整備などを進めるとともに、雨水や再生水の活用など、限りある水資源を効率的に利用する節水型社会の実現に向けて普及啓発を進めます。

主な取組

- | | |
|-----------------------------|-----------------------------|
| ○ 水資源開発施設の早期完成 | ○ 水道施設の計画的な更新・維持管理 |
| ○ 水源地域への支援と県民理解の促進 | ○ 市町村水道基盤強化の促進 |
| ○ 災害時における飲料水の確保 | ○ 健全な水循環構築に向けた取組の実施 |
| ○ 県営浄水場への高度浄水処理施設の整備 | ○ 水源かん養*機能を持続的に発揮できる森づくりの実施 |
| ○ 水質監視・水質検査精度管理の実施 | ○ 雨水利用など水の効率的・合理的利用の促進 |
| ○ 公共用水域(河川など)及び地下水の水質の保全と監視 | |

施策指標

<p>■ 渇水時における水源の確保割合 企画財政部</p> <p>97.6% (令和2年度末) → 100% (令和7年度末)</p>	
指標の説明	<p>埼玉県が必要とする取水量に対する、渇水時におけるダム等からの水の供給可能量の割合。 渇水時における安全な水の安定供給の確保を示す数値であることから、この指標を選定。</p>
目標の根拠	<p>渇水時においても、日常生活に必要な水を安定的に確保する必要があり、水源の確保割合を100%にすることが必要であることを踏まえ、目標値を設定。</p>
<p>■ 備蓄水量 企業局</p> <p>685万人分 (令和2年度末) → 704万人分 (令和8年度末)</p>	
指標の説明	<p>浄水場などの貯水タンクに確保する水量。 震災から県営水道復旧までの間(約1週間)、県民の生命と生活を守るには、水道水を提供し続けることが必要不可欠であることから、この指標を選定。</p>
目標の根拠	<p>県営水道供給区域内の県民が復旧までの間必要となる水量(89L/人)を着実に供給できることを目指し、目標値を設定。</p>



施策	10	生活の安心支援
-----------	-----------	----------------

担当部局 **福祉部**、保健医療部、産業労働部、都市整備部、教育局

施策内容

新型コロナウイルス感染症の拡大をはじめ社会経済環境の変化などの影響で収入が不安定になり、急速に生活が困窮状態に陥ってしまう方がいます。また、所得格差が次世代に引き継がれる「貧困の連鎖」によって子供の健やかな成長に必要な生活環境や教育の機会が確保されない「子供の貧困」も課題となっています。さらに、要介護者等を介護している高齢者やヤングケアラーなどによる家族介護、8050問題*など生活に関わる支援のニーズが多様化・複合化しています。

こうした状況に対応し、誰一人取り残さない社会を実現するため、生活や住まいに関するセーフティネットを充実させるとともに、関係機関と連携しながら経済的自立に向けた就労支援や相談体制を強化します。

また、子供たちが生まれ育った環境に左右されることなく自分の夢や希望を実現できるように、子供の居場所*づくりや子ども食堂等によるEQ（こころの知能指数）*向上のための体験活動、学習支援、ひとり親家庭への支援を進めます。

主な取組

- | | |
|---|-----------------------------|
| ○ 就労・住宅支援など生活困窮世帯・生活保護世帯の自立に向けた支援 | ○ 生活困窮世帯・生活保護世帯の子供に対する学習支援 |
| ○ 住まいのセーフティネットとしての県営住宅の計画的な供給、民間賃貸住宅による住宅確保要配慮者への支援 | ○ ひとり親家庭や経済的に厳しい状況にある家庭への支援 |
| ○ 不本意非正規雇用*者の正規雇用化の支援 | ○ ケアラー*支援の推進 |
| ○ 子供の居場所づくり活動等に対する支援 | ○ ひきこもり支援の推進 |

施策指標

福祉部	
■子供の居場所の数	
380 か所（令和2年度） → 800 か所以上（令和8年度）	
指標の説明	<p>子ども食堂や無料塾、プレイパークなどの子供の居場所の数。</p> <p>貧困の連鎖を解消するために、家庭でもない、学校でもない、第3の居場所である「子供の居場所」の重要性が高まっているため、この指標を選定。</p>
目標の根拠	<p>子供たちが歩いて通えるよう、公立小学校の数（令和3年度806校）を目安に、目標値を設定。</p>



■ 針路3 介護・医療体制の充実

背景

本県では、令和7年（2025年）に団塊世代が75歳以上となり、後期高齢者の急増が見込まれています。

高まる医療・介護ニーズに対応するため、地域包括ケアシステム*の更なる深化や医師、看護師、介護職などの人材確保・定着支援などが求められています。

また、令和元年東日本台風や新型コロナウイルス感染症の拡大は、本県の医療・介護の提供体制にも深刻な影響を与えました。このような緊急事態を想定した医療体制の確保や専門人材の育成などが課題となっています。

このため、住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を送りたいと願う県民を支えることができる体制を構築する必要があります。

2040年を見据えた方向性

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、医療、介護、介護予防、生活支援、住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を更に進めます。

高まる医療・介護ニーズに対応するため、介護人材の確保・定着に向けたきめ細かい支援や医師の地域・診療科偏在の解消などに取り組みます。

県内各地域において全ての県民がいつでも必要な医療サービスが受けられるよう、医療機関の機能分化と連携を進め、効率的な医療提供体制を構築します。

分野別施策

- 施策 11 地域で高齢者が安心して暮らせる社会づくり
- 施策 12 介護人材の確保・定着対策の推進
- 施策 13 地域医療体制の充実
- 施策 14 医師・看護師確保対策の推進
- 施策 15 医薬品などの適正使用の推進

施策	11	地域で高齢者が安心して暮らせる社会づくり
-----------	-----------	-----------------------------

担当部局 **福祉部、保健医療部、都市整備部**

施策内容

本県では、令和7年（2025年）に団塊世代が75歳以上となり、後期高齢者の急増が見込まれます。そのため、医療や介護が必要な県民の増加に対応するとともに、住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを送りたいと願う高齢者を支える必要があります。

そこで、医療、介護、介護予防、生活支援、住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステム*の構築に取り組みます。また、認知症の方やその家族を支援するチームオレンジ*を構築するなど、地域における認知症バリアフリー*を推進します。

一方で、在宅での生活が困難になった場合には誰もが安心して介護サービスを受けられるよう、特別養護老人ホーム*などの施設を引き続き整備します。

主な取組

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域包括支援センター*の機能強化とネットワークの促進 ○ 在宅医療連携拠点*の機能強化と、医療と介護の連携体制の構築支援 ○ 在宅医療を担う医師・歯科医師・看護師など専門人材及び医療と介護をつなげる人材の確保と養成 ○ 介護予防の促進と自立支援型の地域ケア会議*の普及促進 ○ 民間企業など多様な主体による生活支援サービス体制整備の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ チームオレンジの構築など認知症の人を支える仕組みづくりと認知症医療体制の充実 ○ 高齢者の見守り体制の強化 ○ 高齢者の権利擁護・虐待対策の強化 ○ サービス付き高齢者向け住宅*の整備促進など高齢者向け住まいの確保の支援 ○ 地域の実情を踏まえた特別養護老人ホームなどの整備 ○ 市町村介護保険制度運営の支援 |
|--|---|

施策指標

福祉部

■ 75～79歳の要介護認定率

11.6%（令和2年） → 11.6%未満（令和8年）

指標の説明	<p>75～79歳の人のうち、要介護（支援）認定を受けている人の割合。</p> <p>要介護者の割合が高まる後期高齢者の入り口の世代であり、この世代の認定率を下げることで、より長く元気に暮らすことが可能となることから、この指標を選定。</p>	目標の根拠	<p>本県は後期高齢者数の増加率が高いことから今後は要介護認定率の上昇が見込まれるため、現行の水準より下げることを目指し、目標値を設定。</p>
--------------	---	--------------	--

■訪問看護ステーションに従事する訪問看護職員数【参考指標】

3,119人（令和2年） → 4,005人（令和8年）

指標の説明	<p>訪問看護ステーションに従事する看護職員の数。 在宅医療の要となる訪問看護職員が県内でどれだけ確保されているかを示す数値であることから、この指標を選定。 2年ごとの医療関係従事者届により把握する数値であるため、参考指標とする。</p>	指標の根拠	<p>今後見込まれる在宅医療需要の増加により令和7年（2025年）に必要となる訪問看護職員数（推計3,857人）を踏まえ、訪問看護職員数を更に増加させることを目指し、目標値を設定。</p>
-------	---	-------	--

[参考指標]

施策指標のうち、毎年の数値を得ることができないため、PDCAサイクルで進捗を毎年把握することはできないが、計画期間中に達成すべき目標として設定するもの。

施策	12	介護人材の確保・定着対策の推進
-----------	-----------	------------------------

担当部局 **福祉部**、保健医療部、産業労働部、教育局

施策内容

本県では、令和22年（2040年）に向けて、介護ニーズの高い85歳以上の高齢者が急増する一方、現役世代の減少が顕著となることを見込まれていることから、介護需要の一層の高まりに対応するため、介護人材を確保する必要があります。しかし、介護職員数は増えているものの、介護職の離職率は高く、介護現場では人材不足の状況が続いています。

こうした状況を改善するため、介護の仕事の魅力をPRしながら、介護未経験者も含む幅広い世代のニーズやライフスタイルに合わせた就業を支援して、介護人材の確保に取り組みます。

また、介護事業所においては、キャリアアップのための資格取得支援、介護ロボットやICT*の導入など、職員が働き続けたいくなるような職場環境づくりを進めます。

主な取組

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護の仕事の魅力向上・発信 ○ 介護未経験者や高齢者など多様な人材の就業支援 ○ 職業訓練による介護人材の育成 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 多様化するニーズに対応するための介護人材の専門性向上支援 ○ 福祉を支える専門的人材の育成 ○ ロボット・ICTの導入や資格取得による処遇改善など働きやすい職場環境の整備促進 |
|---|---|

施策指標

福祉部	
■介護職員数	
93,494人（令和元年度） → 117,500人（令和8年度）	
指標の説明	介護施設・事業所に勤務する介護職員数。介護（支援）を必要とする全ての高齢者を支える介護職員数を示す指標であることから、この指標を選定。
指標の根拠	国の介護人材需給推計方法に基づいて算出した令和7年度の必要介護職員数（114,644人）を踏まえ、更に介護職員数を増加させることを目指し、目標値を設定。

施策	13	地域医療体制の充実
-----------	-----------	------------------

担当部局 危機管理防災部、保健医療部

施策内容

全ての県民が県内各地域において、いつでも必要な医療サービスを受けられるよう、医療機関の機能分化と連携を進め、効率的な医療提供体制を構築します。周産期医療*や小児救急医療、救急搬送などの体制を強化するため、医療機能の整備や医師の派遣などにより体制の充実を図ります。

また、近年激甚化・頻発化する台風や豪雨等の災害に対応するため、災害時に拠点となる病院の整備など災害医療体制の強化に努めます。

県民の利便性向上や感染症拡大防止にも有効なオンライン診療*等について、医療機関等への普及を促進します。

主な取組

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 急性期から回復期、在宅医療まで切れ目のない医療提供体制の整備 ○ 周産期医療体制の強化、小児救急医療体制の整備 ○ 救急医療情報システムなどによる救急医療体制の強化 ○ 救急搬送時間(救急出動要請の覚知から医師引継ぎまでの所要時間)の短縮に向けた支援 ○ 大学附属病院・医学系大学院などの整備支援 ○ 医科歯科等連携の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療・福祉の連携による認知症医療体制の充実 ○ 患者の視点に立った医療サービスの質的向上 ○ 災害時の拠点となる病院の整備など災害医療体制の強化 ○ オンライン診療、電子処方箋*及びオンライン服薬指導*の普及促進 ○ 新興感染症などの流行による緊急事態を想定した病床などの医療体制の確保 ○ 国民健康保険制度の安定的な運営 |
|--|--|

施策指標

保健医療部

■ 重症救急搬送患者の医療機関への受入照会が4回以上となってしまう割合

4.5% (令和元年) → 2.4% (令和8年)

指標の説明	重症以上の救急搬送患者のうち、医療機関への受入照会が4回以上となった患者の割合。搬送困難事案がどれだけ発生したかを示す数値であることから、この指標を選定。	指標の根拠	直近の全国平均である2.4% (令和元年)を下回ることを目指し、目標値を設定。
--------------	---	--------------	---

■災害時連携病院の指定数

保健医療部

0 病院（令和 2 年度末） → 35 病院（令和 8 年度末）

指標の
説明

災害時に災害拠点病院と連携し、中等症患者などを受け入れる病院の指定数。
災害時連携病院の増加により、災害時における地域の医療体制の強化につながることから、この指標を選定。

指標の
根拠

災害拠点病院（令和 2 年度末 22 病院）と円滑に連携できる体制の確立を目指し、目標値を設定。



施策	14	医師・看護師確保対策の推進
-----------	-----------	----------------------

担当部局 **保健医療部、教育局**

施策内容

人生100年時代*を見据えて、全ての県民が住み慣れた地域でいつでも必要な医療サービスを受けられるように、医師の確保や地域偏在等の解消に取り組みます。

医師の海外留学や若手医師のキャリア形成、女性医師の復職等を支援することにより、医師にとって魅力的な埼玉ブランドを構築します。

看護師についても医療機関を通じて、離職の防止、職場への定着を支援するとともに、認定看護師など専門性の高い看護師の養成・確保を進めます。

主な取組

- | | |
|--------------------------------|-----------------------------------|
| ○ 産科・小児科・救急などを担当する医師の確保促進 | ○ 医師のスキルアップ・定着・復職の支援等による埼玉ブランドの構築 |
| ○ 臨床研修医*及び後期研修医*など医師の誘導・定着策の実施 | ○ 看護師の質的・量的な確保・養成 |
| ○ 本県出身医学生や県内指定大学医学生への支援 | ○ 助産師の活用の推進 |
| ○ 大学附属病院・医学系大学院などの整備支援による医師確保 | ○ 医療を支える専門的人材の育成 |
| | ○ 感染症対策を担う専門人材の育成 |

施策指標

		保健医療部
<p>■ 医療施設（病院・診療所）の医師数（人口10万人当たり）【参考指標】 全国最下位 169.8 人（平成 30 年） → 全国最下位脱出（令和 8 年）</p>		
指標の説明	<p>医療施設に従事する、人口 10 万人当たりの医師数。 地域医療体制の充実には、医師の確保が不可欠であることから、この指標を選定。 2 年ごとの医師・歯科医師・薬剤師統計により把握する数値であるため、参考指標とする。</p>	目標の根拠
		<p>医師確保の取組により人口 10 万人当たりの医師数の全国順位が改善（46 位：茨城県 187.5 人（平成 30 年末））することを目指し、目標値を設定。 ※平成 30 年時点の茨城県の順位を上回るために必要な医師数は 1,296 人。</p>
		保健医療部
<p>■ 後期研修医の採用数 1,670 人（令和 4 年度～令和 8 年度の累計）</p>		
指標の説明	<p>専門研修基幹病院において採用された後期研修医の人数。 研修終了後も本県の医療機関などへの定着を期待でき、医師の地域偏在解消に資することから、この指標を選定。</p>	目標の根拠
		<p>「第 7 次埼玉県地域保健医療計画」における令和 5 年度の目標値（333 人）を踏まえ、更に後期研修医の採用数を増加させることを目指し、目標値を設定。</p>

■ 就業看護職員数【参考指標】

68,722 人（平成 30 年） → 79,802 人（令和 8 年）

指標の説明	<p>保健師、助産師、看護師、准看護師の免許を取得している者のうち就業しているものの人数。</p> <p>地域医療体制の充実には、看護職員の確保が不可欠であることから、この指標を選定。</p> <p>2年ごとの医療関係従事者届により把握する数値であるため、参考指標とする。</p>	目標の根拠	<p>国の供給推計方法に基づいて算出した令和7年の看護職員の供給推計が78,416人であることを踏まえ、看護職員数を更に増加させることを目指し、目標値を設定。</p>
-------	--	-------	---

[参考指標]

施策指標のうち、毎年の数値を得ることができないため、PDCAサイクルで進捗を毎年把握することはできないが、計画期間中に達成すべき目標として設定するもの。

施策	15	医薬品などの適正使用の推進
-----------	-----------	----------------------

担当部局 **保健医療部**、教育局、警察本部

施策内容

医薬品等の品質、有効性及び安全性等を確保するため、製造業者等に対する監視指導を徹底し、県民が安心して適正に使用できるよう情報提供を推進します。

高齢化が更に加速することにより、医療費の増加や多剤投与による副作用の懸念が高まることから、かかりつけ薬剤師・薬局*を育成することなどにより、ジェネリック医薬品*の使用促進やポリファーマシー*対策の推進に取り組めます。

青少年の薬物乱用が増加傾向にあることから、若年層を中心に予防啓発、回復支援等の薬物乱用対策を推進します。

主な取組

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 医薬品などの製造販売業者などに対する監視指導等の実施 ○ 医薬品などの品質確保の徹底 ○ 医薬品などの適正使用のための情報提供 ○ かかりつけ薬剤師・薬局の育成・普及 ○ ジェネリック医薬品の使用促進 ○ ポリファーマシー対策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 薬物乱用対策の推進 ○ 危険ドラッグ*の撲滅 ○ 毒物劇物による事故防止 ○ 将来の献血者の確保のための若年層への啓発 ○ 安全な血液製剤の安定供給 ○ 県民が多く利用する施設などにおけるAED*の普及促進 |
|---|--|

施策指標

保健医療部	
■ 地域連携薬局の認定を取得した薬局数	
0 か所（令和2年度末） → 800 か所（令和8年度末）	
指標の説明	<p>かかりつけ薬剤師・薬局のうち、「医薬品、医療機関等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づく地域連携薬局の認定を取得した薬局数。</p> <p>地域連携薬局を活用することにより、在宅・入院などの療養の場が移行する場合や、複数の疾患で多剤を服薬する場合にも、適切な薬物療法を受けられることから、この指標を選定。</p>
指標の根拠	<p>日常生活圏域（中学校区）において、患者が自身に適した地域連携薬局を選択できるよう、公立中学校（令和3年度416校）の数を2倍した数を目安に、目標値を設定。</p>



■ 針路4 子育てに希望が持てる社会の実現

背景

本県の出生数は減少傾向にあり、合計特殊出生率は全国平均を下回っています。少子化の主な原因は「未婚化・晩婚化」などであるとされ、出会いの機会を提供する結婚支援などが求められています。

保育サービスでは、保育所整備など受入枠の拡大が進む一方で保育士が不足しており、県南地域を中心に待機児童の解消が厳しい状況になっています。

子供の貧困問題では、全国の子供の7人に1人が相対的な貧困状態にあると言われており、生まれ育った家庭の経済状況が子供の進学や就職に影響を及ぼし、格差の固定化や貧困の連鎖につながるものが懸念されています。

また、本県の児童虐待相談対応件数は増加傾向にあり、児童虐待による死亡事例も発生しています。さらに、保護者からの養育が受けられず社会的養育が必要な児童も緩やかな増加傾向にあり支援の充実が求められています。

こうした中で、子供を生み育てることに希望を持てる社会を実現する必要があります。

2040年を見据えた方向性

これから結婚や出産を考える世代が結婚、出産、子育てといった一連のライフデザインを選択できるように支援します。

現在保育の仕事に就いていない潜在保育士*の活用のための取組を実施するなど、保育士確保対策を更に進めます。

全ての子供が、生まれ育った環境に左右されずに夢や希望を持ってチャンスをつかめる環境を整備し貧困の連鎖を解消します。

児童相談所の整備や機能強化を図るとともに、市町村の相談体制への支援を充実します。

分野別施策

施策 16 きめ細かな少子化対策の推進

施策 17 子育て支援の充実

施策 18 児童虐待防止・社会的養育の充実

施策	16	きめ細かな少子化対策の推進
-----------	-----------	----------------------

担当部局 総務部、**福祉部**、保健医療部、産業労働部、都市整備部、教育局

施策内容

本県では昭和60年（1985年）以降未婚率が大幅に上昇するとともに、晩婚化が進んでいます。また、新型コロナウイルス感染症が流行する中で、婚姻件数、妊娠届出数は減少しており、出生数が更に減少することが見込まれます。

こうした少子化の流れを転換するため、子育て世代やこれから結婚や出産を考える県民はもちろん、まだ結婚を意識していない若者まで対象を広げ、ライフデザインの構築支援から出会いの機会の提供、結婚、妊娠・出産、子育てまで切れ目のない、きめ細かな支援を提供します。また、経済・雇用、教育、まちづくりといった幅広い分野にわたる総合的な取組を継続的に実施します。

さらに、社会全体で子育てを支援する気運を高め、子育てに対する不安を解消し、結婚や出産を望む県民誰もが希望をかなえられる社会づくりを進めます。

主な取組

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 若年者へのライフデザイン構築支援 ○ 結婚を希望する未婚者への出会いの機会の提供・結婚新生活支援 ○ 不妊治療への支援 ○ 産婦人科医確保の推進 ○ 妊娠、出産、子育てまでの切れ目ない支援や産前・産後の不安のある方への支援を行うネウボラ*の充実 ○ 若者の就業支援 ○ 不本意非正規雇用*者の正規雇用化の支援 ○ 妊娠、出産、不妊に関する正しい知識の普及啓発(中学生・高校生等に向けた教育を含む。)や相談対応 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 将来親になる世代への「親の学習*」など子育ての理解を図る取組の推進 ○ 職場体験など将来働くことについての意欲や関心が持てる取組の推進 ○ 子育てしやすい住宅の普及促進 ○ パパ・ママ応援ショップ*など社会全体で子育てを応援するムーブメントの醸成 ○ 三世代同居や近居の促進 ○ 多子世帯の経済的負担を軽減するための支援 ○ 働き方の見直しによる男女ともに仕事と家庭を両立できる環境づくり ○ 私立学校の園児などの保護者の経済的負担を軽減するための支援 |
|---|---|

施策指標

■ 合計特殊出生率		福祉部
1.26（令和2年） → 1.66（令和8年）		
指標の説明	<p>15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に生む子供の数に相当する。</p> <p>結婚や出産はあくまで個人の自由な意思によるものであるが、県民の希望出生率（県民の結婚・子育ての希望が実現した場合の出生率）を実現することを目指し、この指標を選定。</p> <p>※現状値は令和2年埼玉県人口動態概況（概数）</p>	目標の根拠
		令和12年に県民の希望出生率1.78を実現することを目指し、目標値を設定。

施策	17	子育て支援の充実
-----------	-----------	-----------------

担当部局 総務部、**福祉部**、保健医療部、産業労働部、教育局

施策内容

本県は核家族の割合が高く、子育て中の夫婦が自分たちの親からの支援を受けにくい状況にあります。また、共働き家庭が増え、多様な形態での働き方も進んできていることから、保育ニーズの増加・多様化に対応する必要があります。本県はこれまで保育サービスの受入枠拡大を進めてきましたが、保育士は依然として不足している状況にあり、県南地域を中心に待機児童の解消が厳しい状況になっています。

こうした状況を改善するため、引き続き保育の受皿の拡充を図るとともに、新卒保育士や潜在保育士*の就職支援などにより保育士の確保・定着を進めます。また、延長保育や病児保育*といった様々なニーズに対応したきめ細かい保育サービスの提供を支援します。

さらに、就学後も全ての児童が安心・安全に過ごせるよう、放課後児童クラブ*などの充実や子供の居場所*づくりへの支援を進めます。

主な取組

- | | |
|---|---------------------------------|
| ○ 保育所、認定こども園*、企業内保育所などの整備促進 | ○ 周産期医療*体制の強化、小児救急医療体制の整備 |
| ○ 保育士など子育てを支援する人材の育成・確保・定着 | ○ 乳幼児、ひとり親家庭等、重度心身障害児(者)の医療費の助成 |
| ○ 延長保育や一時預かり、病児保育、送迎保育などの多様な保育サービスの提供支援 | ○ 小児慢性特定疾病児童への療養支援 |
| ○ 地域における子育て支援の充実 | ○ 放課後児童クラブ及び放課後子供教室*の充実 |
| | ○ 子供の居場所づくり活動等に対する支援 |

施策指標

福祉部	
■ 保育所待機児童数	
1,083人(令和2年4月1日) → 0人(令和9年4月1日)	
指標の説明	保育の必要性の認定を受け、保育所等の利用の申込みがされているが、利用できていない人数(特定の保育所等への希望や育児休業延長の意思の確認ができた者などを除く)。 利用申込みをした人が全て利用できるようにすることを目指し、この指標を選定。
指標の根拠	計画期間中は常に待機児童がいない状態を目指し、目標値を設定。



施策	18	児童虐待防止・社会的養育の充実
-----------	-----------	------------------------

担当部局 県民生活部、**福祉部**、保健医療部、教育局、警察本部

施策内容

児童虐待相談対応件数が増加傾向にある中、関係機関が連携して児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に取り組むとともに、保護が必要な児童の安全確保を迅速かつ適切に行うことが重要です。

そのため、児童相談所の整備や機能強化を図るとともに、児童や保護者に対する相談体制を充実させ、児童を虐待から守る地域づくりを進めます。

また、虐待などにより保護者からの養育が受けられず社会的養育が必要な児童が、家庭的な環境で健やかに成長できるよう、里親*委託などの家庭養育を推進します。

児童養護施設*の入所児童などには進学支援を行うとともに、自立に向けた住まいや生活相談、就労への支援や退所後の居場所づくりを行います。

主な取組

- | | |
|--|-----------------------------------|
| ○ 児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応の促進 | ○ 教職員、保育士など児童虐待に適切に対応できる人材の確保・育成 |
| ○ 児童相談所の整備・機能強化と児童相談所や市町村などの相談体制の充実 | ○ オレンジリボンキャンペーン*などによる体罰禁止や虐待防止の啓発 |
| ○ 医療、保健、教育、警察など関係機関や地域住民などとの幅広い協力体制の強化 | ○ 里親制度の普及啓発や里親等委託の推進 |
| ○ 児童虐待対応とドメスティック・バイオレンス(DV)*対応との連携強化 | ○ 児童福祉施設*などの人材確保・育成 |
| ○ 虐待を受けた児童や親に対する心のケアなどの支援 | ○ 施設入退所児童の自立支援 |
| | ○ 子供の権利擁護・相談体制の整備と子供の人権に関する普及啓発 |

施策指標

		福祉部
■ 児童虐待死亡事例		
4 件（平成 28 年度～令和 2 年度） → 0 件（令和 4 年度～令和 8 年度の各年度）		
指標の説明	児童虐待により死亡に至った事例の数。虐待による死亡事例の根絶を目指し、この指標を選定。	目標の根拠
		虐待による死亡事例を根絶するため、毎年度死亡事例を発生させないことを目指し、目標値を設定。

■里親等委託率

23.9%（令和2年度） → 36.0%（令和8年度）

指標の説明	<p>社会的養育が必要な児童のうち、里親等（里親及びファミリーホーム）において養育されている児童の割合。</p> <p>できる限り家庭的な養育環境の中、特定の大人との継続的で安定した愛着関係の下で生活することが自己肯定感を育むとともに、将来、家庭生活を築く上でのモデルとなることから、この指標を選定。</p>	目標の根拠	<p>「埼玉県子育て応援行動計画」における令和6年度の目標値（32%）を踏まえ、里親等委託率を更に向上させることを目指し、目標値を設定。</p>
-------	--	-------	--

■児童養護施設退所児童の大学等進学率

27.6%（令和元年度） → 37.0%（令和8年度）

指標の説明	<p>児童養護施設を退所した高等学校卒業児童のうち、高等教育機関（大学・短期大学、高等専門学校及び専門学校）へ進学した者の割合。</p> <p>児童養護施設の子供たちが希望に応じて高等教育機関に進学して卒業し、安定した仕事に就くことが重要であることから、この指標を選定。</p>	目標の根拠	<p>「埼玉県子育て応援行動計画」における令和6年度の目標値（35%）を踏まえ、毎年着実に進学する児童を増やすことを目指し、目標値を設定。</p>
-------	---	-------	---



■ 針路5 未来を創る子供たちの育成

背景

加速化するグローバル社会や超スマート社会*においては、社会の変化に対応し、自ら課題を発見し解決する能力が求められています。

また、家庭や地域の教育力の低下を背景に、子供たちの生活習慣の乱れや規範意識の低下が指摘されています。

さらに、障害のある子供や外国人児童生徒等の増加、家庭を取り巻く環境の変化等に伴い、教育をめぐるニーズは多様化しています。

このような中でも、未来を創る全ての子供たちがその意欲や能力に応じて力を発揮することができるよう、一人一人の状況に応じた教育を進めることが求められています。

2040年を見据えた方向性

児童生徒一人一人の学習状況に応じた指導を行うとともに、自立した人間として主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造できる人材を育成します。

家庭や地域、企業等と連携して、自然体験や世代間交流など様々な体験活動を推進し、子供たちの豊かな人間性や社会性を育みます。

障害や不登校、外国人児童生徒への対応など、子供たちの様々なニーズに応じた適切な教育的支援を行います。

分野別施策

- 施策 19 確かな学力と自立する力の育成
- 施策 20 豊かな心と健やかな体の育成
- 施策 21 多様なニーズに対応した教育の推進
- 施策 22 質の高い学校教育の推進
- 施策 23 私学教育の振興
- 施策 24 家庭・地域の教育力の向上

施策	19	確かな学力と自立する力の育成
-----------	-----------	-----------------------

担当部局 県民生活部、**教育局**

施策内容

急速なグローバル化の進展や超スマート社会*の到来といった変化の激しい社会を生き抜くためには、基礎的・基本的な知識や技能とともに、どのような変化にも柔軟かつ創造的に対応できる力が求められます。そこで、データに基づき、一人一人の学力を確実に伸ばす教育を実践するとともに、答えが一つに定まらない問題に自ら答えを見出していく思考力、判断力、表現力や主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度を養います。

また、全ての子供たちに、社会人、職業人としての基礎となる知識や技能を身に付けさせ、ひいては自ら人生を切り拓く^{ひら}力を育みます。

さらに、伝統と文化を尊重しつつ、時代の変化に対応する教育を推進するとともに、地球規模の課題を自ら発見し、解決に向けた行動を起こすことができる、持続可能な社会の創り手を育成します。

主な取組

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ GIGAスクール構想*によるICT*教育の推進 ○ 学力の基礎・基本を確実に身に付けさせる教育の推進 ○ 児童生徒一人一人を確実に伸ばす教育の実践 ○ 埼玉県学力・学習状況調査*の実施及び指導方法の改善 ○ 小・中学校9年間を一貫した教育の推進 ○ 幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続 ○ 「主体的・対話的で深い学び(アクティブ・ラーニング)*」などの実現に向けた授業改善 ○ 読書活動の習慣化の推進 ○ 科学技術等への関心を高める取組の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 主権者教育*など社会的課題に対応する教育の推進 ○ 小・中・高等学校における体系的・系統的なキャリア教育*・職業教育*の推進 ○ 障害のある子供たちの自立と社会参加を目指したキャリア教育・職業教育の推進 ○ 地域産業や福祉・医療などを支える専門的人材の育成 ○ 伝統と文化を尊重する教育の推進 ○ グローバル化など時代の変化に対応する教育の推進 ○ 世界で活躍するグローバル人材の育成 ○ 持続可能な開発のための教育(ESD)*の推進 |
|---|--|

施策指標

教育局

■学力・学習状況調査における学力状況

- ・全国学力・学習状況調査*において全国トップクラスにある教科数

小学校 0教科（令和元年度） → 全教科（令和8年度）

中学校 0教科（令和元年度） → 全教科（令和8年度）

指標の説明	<p>全国学力・学習状況調査において、全国平均正答率（公立）を1ポイント以上上回った教科数（調査を毎年行う国語、算数・数学に限る）。</p> <p>全国と比較して、埼玉県の子童生徒が確かな学力を身に付けているかを示す数値であることから、この指標を選定。</p>	目標の根拠	<p>全国学力・学習状況調査の毎年調査を行う小・中学校全ての教科（各2教科）において、全国平均正答率を1ポイント以上上回ることによって全国トップクラスになることを目指し、目標値を設定。</p>
-------	--	-------	--

- ・埼玉県学力・学習状況調査において学力を伸ばした子童生徒の割合

小学校 59.9%（令和2年度） → 65.9%（令和8年度）

中学校 53.6%（令和2年度） → 59.6%（令和8年度）

指標の説明	<p>埼玉県学力・学習状況調査において、小学校4年生から6年生まで及び中学校1年生から中学校3年生までの2年の間に、国語及び算数・数学の学力を36段階中4段階以上伸ばした子童生徒の割合。</p> <p>子童生徒一人一人の学力を向上させる取組の成果を示す数値であることから、この指標を選定。</p>	目標の根拠	<p>埼玉県学力・学習状況調査において、学力を36段階中4段階伸ばした子童生徒の割合を5年間で5ポイント高めることを目指し、目標値を設定。</p>
-------	--	-------	---

■特別支援学校高等部で一般就労を希望する生徒の就職率

教育局

81.4%（令和2年度） → 91.1%（令和8年度）

指標の説明	<p>県立特別支援学校高等部の生徒のうち、一般就労を希望した生徒が卒業する時点で一般就労できた割合（内定を含む）。</p> <p>特別支援学校における教育の充実の成果を示す数値であることから、この指標を選定。</p>	目標の根拠	<p>過去5年間（平成28年度～令和2年度）の平均就職率（81.1%）を今後5年間で10ポイント高めることを目指し、目標値を設定。</p>
-------	--	-------	---

施策	20	豊かな心と健やかな体の育成
-----------	-----------	----------------------

担当部局 県民生活部、保健医療部、農林部、**教育局**、警察本部

施策内容

子供の健やかな成長のためには、確かな学力に加え、豊かな心を育むことが必要です。そこで、家庭・地域・企業等と連携した体験活動を通じて、豊かな人間性・社会性を育むとともに、いじめを防止するため、他者を思いやる心や人権感覚を育成します。

子供たちが、ネットトラブルに巻き込まれる事例が増えていることから、ネットリテラシー*を身に付けさせ、被害者にも加害者にもなることを防ぎます。

また、体力は人間活動の源であり、身体面のほか、意欲や気力といった精神面の充実にも大きく関わります。そのため、食育を推進するとともに、学校での体育的活動、地域のスポーツ活動の充実を図ることで、体力を向上させ、全ての子供たちの健康の保持増進に努めます。

主な取組

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 体験活動の推進 ○ 青少年が夢や目標に向かって挑戦する機会の提供 ○ 地域で子供・若者を支え育てる環境づくり ○ いじめ・不登校・高校中途退学の未然防止、ライフスキル教育*の推進 ○ 規律ある態度を身に付けさせる取組や道徳教育の推進 ○ 人権を尊重した教育の推進 ○ 非行防止、非行少年の立ち直り支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 生徒指導体制の充実 ○ ネットトラブル防止対策の推進 ○ 食育の推進 ○ 児童生徒の体力向上の取組 ○ 学校保健活動や学校体育活動の充実 ○ 持続可能な運動部活動の充実 ○ 性に関する指導や薬物乱用防止教育の推進 ○ がん教育の推進 |
|--|---|

施策指標

教育局	
■児童生徒が身に付けている「規律ある態度」の達成状況	
小学校 81.7%（令和2年度） → 100%（令和8年度）	中学校 88.9%（令和2年度） → 100%（令和8年度）
<div style="background-color: #cccccc; padding: 2px; font-weight: bold;">指標の説明</div> <p>県が設定した「規律ある態度」（各学年12項目）のうち、小学校2年生から中学校3年生までの8割以上が身に付けている項目の割合。 規律ある態度が身に付いていることを示す数値であることから、この指標を選定。</p>	<div style="background-color: #cccccc; padding: 2px; font-weight: bold;">目標の根拠</div> <p>「規律ある態度」の全ての項目について、児童生徒の8割以上が達成できれば規律ある態度が身に付き、基本的な生活・学習習慣の改善が期待できることを踏まえ、目標値を設定。</p>

■体力テストの5段階絶対評価で上位3段階の児童生徒の割合

小学校	82.8% (令和元年度)	→	85.0% (令和8年度)
中学校	85.0% (令和元年度)	→	88.0% (令和8年度)
全日制高等学校	89.2% (令和元年度)	→	90.0% (令和8年度)

指標の説明	<p>各学校で実施している体力テストの各種目の記録を得点化し、その合計を5段階絶対評価した上位3段階に入る児童生徒の割合。</p> <p>客観的な基準により、体力向上の状況を示す数値であることから、この指標を選定。</p>	目標の根拠	<p>上位3段階に入る児童生徒の割合の過去最高値（小学校 83.7%、中学校 86.4%、全日制高等学校 89.5%）を上回ることを目指し、目標値を設定。</p>
-------	---	-------	---

施策	21	多様なニーズに対応した教育の推進
-----------	-----------	-------------------------

担当部局 総務部、保健医療部、**教育局**

施策内容

障害のある子供や外国人児童生徒等の増加、家庭を取り巻く環境の変化等に伴い、教育をめぐるニーズは近年多様化しています。

そこで、全ての子供たちがその意欲や能力に応じて力を発揮することができるよう、発達障害*を含む障害のある子供たちが必要な指導・支援を受けられる「多様な学びの場*」の整備を進めます。また、いじめや不登校、ひきこもり、児童生徒の家庭の状況など、様々な課題を抱えた子供たちの状況に応じた教育的支援を行います。

さらに、日本語指導が必要な児童生徒への支援を充実させるとともに、LGBTQ*など性的マイノリティ*とされる児童生徒に対し、きめ細かな対応を進めるなど、誰一人取り残すことのない教育を実現します。

主な取組

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 共生社会*を目指した「多様な学びの場」の充実 ○ 特別支援学校による専門的な知識・技能を生かした小・中学校等への相談・支援 ○ 発達障害など特別なニーズのある子供の教育的支援 ○ 障害のある幼児の幼稚園等への就園機会を拡大するための特別支援教育の促進 ○ 特別支援学校などにおける医療的ケア*の充実 ○ いじめの解消に向けた取組 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 不登校児童生徒・高校中途退学者等への支援 ○ ひきこもり支援の推進 ○ 家庭が抱える課題に対応した家庭教育支援 ○ 経済的に困難な児童生徒の支援 ○ 学力向上に課題のある児童生徒への支援 ○ 専門性の高い人材などの活用による教育相談体制の充実 ○ 日本語指導が必要な児童生徒への支援 ○ 性の多様性を尊重した教育の推進 |
|---|--|

施策指標

■ 公立高等学校における中途退学者の割合

教育局

全日制 0.86%（令和元年度） → 0.81%（令和8年度）
 定時制 7.69%（令和元年度） → 7.10%（令和8年度）

指標の説明	公立高等学校における全日制・定時制別の中途退学者の割合。 中途退学防止に向けた取組の成果を示す数値であることから、この指標を選定。	目標の根拠	「第3期埼玉県教育振興基本計画」における令和5年度の目標値（全日制0.84%以下、定時制7.40%以下）を踏まえ、中途退学者の割合を更に減少させることを目指し、目標値を設定。
--------------	--	--------------	---

■帰国・外国人児童生徒に日本語指導ができる教員数

201人（令和2年度末） → 800人（令和8年度末）

指標の
説明

帰国・外国人児童生徒と接する時の心構えや日常生活に必要な日本語の指導に関する研修を受講した小・中学校の教員数。

帰国・外国人児童生徒が増加しており、日本語指導について、より多くの教員の指導力を向上させる必要があることから、この指標を選定。

目標の
根拠

毎年100人以上に対して研修を実施し、日本語指導の指導力が高い教員を増やすことを目指し、目標値を設定。

施策	22	質の高い学校教育の推進
-----------	-----------	--------------------

担当部局 **教育局**

施策内容

児童生徒数の減少や教育ニーズの多様化、コロナ禍*を契機とした1人1台端末によるオンライン学習の実施など、学校を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした時代の変化に対応し、次代を担う児童生徒が社会を生き抜く力を育成するため、質の高い学校教育を推進する必要があります。そこで、教育の情報化や安全で快適な学校環境の整備を図るとともに、魅力ある学校づくりを進めます。また、優れた教職員の確保や教職員研修の充実、働き方改革*を推進し、一人一人に応じた公平で質の高い教育を全ての児童生徒に提供します。

近年、教職員による不祥事が後を絶たないことから、県民の信頼回復に向けて、不祥事の根絶に取り組めます。

主な取組

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 県立学校におけるICT*環境の整備 ○ 安全で快適な学習環境の整備・充実 ○ 学校の危機管理体制の整備・充実 ○ 学校図書館、教材の充実 ○ 魅力ある県立高校づくりの推進 ○ 県立高校における大学や研究機関などと連携した教育活動の実施 ○ 優れた教職員の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 教員のICT活用指導力の向上 ○ 教職員研修の充実など指導力と使命感を備えた優れた教職員の育成 ○ リーダーシップを発揮できる管理職の育成など学校の組織運営の改善 ○ 学校における働き方改革の推進 ○ 不祥事根絶に向けた取組の推進 ○ 修学に対する支援 ○ 義務教育未修了者などの就学機会の確保 |
|---|---|

施策指標

■ 児童生徒がICTを活用して学びを深めることを指導できる教員の割合 教育局
 62.5%（令和元年度） → 100%（令和8年度）

指標の説明	<p>文部科学省の「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」において、「児童生徒が互いの考えを交換し共有して話し合いなどができるように、コンピュータやソフトウェアなどを活用することを指導する」に対して「できる」、「ややできる」と回答した教員の割合。</p> <p>主体的・対話的で深い学び*を更に効果的なものとするためには、教員に児童生徒のICT活用を指導する能力が必要であることから、この指標を選定。</p>	指標の根拠	<p>児童生徒の端末1人1台環境が整備される中で、主体的・対話的で深い学びを実現するため、全ての教員がICTを活用して指導できることを目指し、目標値を設定。</p>
--------------	--	--------------	--

施策	23	私学教育の振興
-----------	-----------	----------------

担当部局 **総務部**

施策内容

本県の私立学校に在籍する園児・児童・生徒の割合は、幼稚園や専修学校でそれぞれ約95%、高等学校では約30%となっており、本県の公教育の一翼を担っています。私立学校における教育のICT*環境を整備して教育の質を向上させるとともに、建学の精神に基づく特色ある学校づくりを進めるための取組を継続的に支援します。

また、私立学校に通う園児・児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減し、修学を支援する取組を進めることで、誰もが質の高い教育を受ける機会を確保します。

主な取組

- 私立学校の健全な運営を確保するための支援
- 私立学校の園児・児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するための支援
- 私立学校の教育の質を高め、魅力ある学校づくりを進めるための取組の支援

施策指標

総務部	
<p>■ 統合型校務支援システム*を導入し、教育の質の向上に取り組む高等学校の割合 44.4%（令和2年度末） → 100%（令和8年度末）</p>	
指標の説明	<p>統合型校務支援システムを導入して、校務の効率化を図り、教育の質の向上に取り組む私立高等学校の割合。 教員の働き方改革*を推進し、教育の質の向上を図るため、この指標を選定。</p>
目標の根拠	<p>全ての私立高等学校において統合型校務支援システムの導入を目指し、目標値を設定。</p>
総務部	
<p>■ 園務改善システム*を導入し、教育の質の向上に取り組む幼稚園の割合 54.5%（令和2年度末） → 75.0%（令和8年度末）</p>	
指標の説明	<p>園務改善システムを導入して、園務の効率化を図り、教育の質の向上に取り組む私立幼稚園の割合。 教職員の事務負担を軽減し、教育の質の向上を図るため、この指標を選定。</p>
目標の根拠	<p>私立幼稚園のうち、今後園務改善システムを導入予定の幼稚園及び導入を進めるべき幼稚園（小規模園等を除く）の割合を踏まえ、目標値を設定。</p>

施策	24	家庭・地域の教育力の向上
-----------	-----------	---------------------

担当部局 **教育局**

施策内容

家庭は、乳幼児期からの自己肯定感・自己有用感を育成するとともに、基本的な生活習慣などを身に付ける上で重要な役割を担っています。そのため、これから親になる世代や子育て中の親に対し、「親の学習*」など親としての力を高める学習を行います。

また、地域には多様な物的・人的資源があり、子供は日常的なふれあいや様々な経験を通じて社会性を身に付けることができます。そこで、「学校応援団*」の活動の充実を図るとともに、放課後や週末などの子供たちの居場所づくりに対する市町村への支援やコミュニティ・スクール*の導入を一層促進します。

学校・家庭・地域が積極的に連携・協働し、社会総がかりで誰一人取り残すことなく子供たちの学びや育ちを支えていきます。

主な取組

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 「親の学習」などの家庭教育支援の充実 ○ 「学校応援団」など学校・家庭・地域が一体となった教育の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 放課後子供教室*への支援 ○ コミュニティ・スクールの設置推進・充実 ○ 地域や社会との連携・協働による教育の充実 |
|---|---|

施策指標

■ 「地域で子供を育てる意識が向上した」と回答した小・中学校の割合 教育局
 42.2%（令和2年度） → 54.0%（令和8年度）

指標の説明	県の「学校応援団」の推進に係る調査において「地域で子供を育てる意識が向上した」と回答した小・中学校の割合。 学校と地域の連携・協働を進め、社会全体で子供を育てることが重要であり、学校応援団の活動を通して地域で子供を育てる意識を高めることが家庭・地域の教育力の向上に寄与することから、この指標を選定。	目標の根拠	平成29年度から令和2年度までの実績値の伸び（年平均約2ポイント）を踏まえ、同等の伸びを維持することを目指し、目標値を設定。
--------------	--	--------------	--

■ 小・中学校におけるコミュニティ・スクール数 教育局
 613校（令和2年度） → 全小・中学校（令和8年度）

指標の説明	育てたい子供像、目指すべき教育ビジョンを保護者や地域と共有し、目標の実現に向けて共に協働する仕組みである学校運営協議会を設置している小・中学校数。 コミュニティ・スクールを増やすことで、家庭・地域の連携・協働が推進されることから、この指標を選定。	目標の根拠	平成29年の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、学校運営協議会の設置が努力義務化され、国の「第3期教育振興基本計画」においても、全ての公立学校に学校運営協議会の導入を目指すとしていることを踏まえ、目標値を設定。
--------------	--	--------------	---



■ 針路6 人生100年を見据えたシニア活躍の推進

背景

生産年齢人口が減少する一方で、働く意欲の高い元気な高齢者は多くいます。高齢者が希望に応じて働ける場を増やすとともに、働きやすい職場づくりの推進が求められています。

また、社会の変化が激しいこれからの時代においては、これまでに培ってきた豊かな経験やスキルを生かすだけでなく、生涯を通じて新たな知識・技能を学び、身に付けることが、変化に適応し、充実した人生を送る上で重要になっています。

人生100年時代*を見据えて、高齢者が社会の担い手として健康で長く活躍できる環境づくりが求められています。

2040年を見据えた方向性

高齢者が働きやすい職場環境づくりなどを進める企業等を支援し、高齢者雇用や働く場所の拡大を進めるとともに、社会の担い手として地域社会に貢献するなど、健康で豊かな生活を送ることができる生涯現役社会*を実現します。

高齢者を含め多様な世代の県民が新たな学びを始めるきっかけづくりや生涯にわたって学ぶことができる環境整備を更に進めます。

がん検診受診率の更なる向上により、早期発見・早期治療につなげるとともに、生活習慣病*の発症予防と重症化予防の取組を進めます。

分野別施策

施策 25 生涯を通じた健康の確保

施策 26 生涯にわたる学びの推進

施策 27 高齢者の活躍支援



施策	25	生涯を通じた健康の確保
-----------	-----------	--------------------

担当部局 県民生活部、福祉部、**保健医療部**、農林部、教育局

施策内容

人生100年時代*を見据えて、あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保していきます。

本県の死因で最も高い割合はがんであり、これに心疾患、脳血管疾患を加えたいわゆる三大生活習慣病が半分以上を占めていることから、予防の第一歩である健診（検診）の受診率を向上させるとともに、重症化のリスクが高い者への受診勧奨・保健指導による重症化予防などに取り組みます。

また、生活習慣の改善として、食育、県民誰もがスポーツに気軽に親しむことができる環境づくり、歯と口の健康づくりなどに取り組みます。

さらに、健康長寿に取り組む市町村を支援するとともに、地域住民が運営する体操教室の活用などによる介護予防にも取り組みます。

主な取組

- | | |
|-----------------------------------|--------------------|
| ○ がん対策、肝炎対策の実施 | ○ 歯と口の健康づくりの推進 |
| ○ 生活習慣病*対策の推進 | ○ 健康マイレージ*制度の普及 |
| ○ 糖尿病性腎症重症化予防対策の推進 | ○ 健康長寿に取り組む市町村への支援 |
| ○ 自殺予防対策の実施 | ○ 学校保健の充実 |
| ○ 食育の推進 | ○ 介護予防の促進 |
| ○ 子供から高齢者まで誰もが気軽にスポーツに親しめる機会と場の充実 | ○ 熱中症予防対策の推進 |

施策指標

保健医療部

■健康寿命

男 17.73年（令和元年） → 18.50年（令和8年）

女 20.58年（令和元年） → 21.28年（令和8年）

指標の説明	<p>65歳に到達した人が健康で自立した生活を送ることができる期間（要介護2以上になるまでの期間）。</p> <p>健康長寿は寿命を延ばすとともに、健康で自立した生活ができるようにするのが目的であること、継続的に客観的評価が可能な数値であることから、この指標を選定。</p>	目標の根拠	<p>各年の変動を踏まえ、長期的な視点から過去10年間（平成22年～令和元年）の実績値の伸び（年平均 男0.11年 女0.10年）を踏まえ、目標値を設定。</p>
-------	---	-------	---

■ 日常生活に制限のない期間の平均（年）【参考指標】

男 73.10 年（平成 28 年） → 74.23 年（令和 7 年）
 女 74.67 年（平成 28 年） → 75.80 年（令和 7 年）

指標の説明	<p>厚生労働省が実施する国民生活基礎調査において、「あなたは現在、健康の問題で日常生活に何か影響がありますか。」の質問に対し、「なし」と回答した人の割合。</p> <p>本県の状況を客観的に評価する必要があり、他都道府県と比較できる指標であることから、この指標を選定。</p> <p>国民生活基礎調査により 3 年ごとに把握する数値であるため、参考指標とする。</p>	目標の根拠	<p>国の目標（平成 28 年から令和 22 年までの 24 年間で 3 年延伸）を基準とし、その場合の 1 年当たりの伸び平均である 0.125 年を、最終年まで積み上げ、目標値を設定。</p>
-------	---	-------	--

■ がん検診受診率【参考指標】

（令和元年）		→	（令和 7 年）
胃がん男性	46.4%	}	左記の全てのがん種の 受診率 50.0%
胃がん女性	35.6%		
肺がん男性	51.1%		
肺がん女性	43.7%		
大腸がん男性	47.4%		
大腸がん女性	40.9%		
子宮頸がん	40.6%		
乳がん	46.0%		

指標の説明	<p>厚生労働省が実施する国民生活基礎調査におけるがん検診受診率。</p> <p>がんによる死亡者数の減少を図るためには、がん検診の受診率向上が重要であることから、この指標を選定。</p> <p>国民生活基礎調査により 3 年ごとに把握する数値であるため、参考指標とする。</p>	目標の根拠	<p>国の「がん対策推進基本計画」において、がん検診受診率の目標値を 50%としていることを踏まえ、目標値を設定。</p>
-------	--	-------	---

【参考指標】

施策指標のうち、毎年の数値を得ることができないため、P D C A サイクルで進捗を毎年把握することはできないが、計画期間中に達成すべき目標として設定するもの。

施策	26	生涯にわたる学びの推進
-----------	-----------	--------------------

担当部局 県民生活部、**教育局**

施策内容

人生100年時代*をより豊かに生きるためには、若い頃に身に付けた知識・技能だけに頼るのではなく、生涯にわたって自ら学習し、自己の能力を高め、学習の成果を働くことや地域社会の課題解決につなげていくことが一層重要になっていきます。

本県では、高齢者を含め、多様な世代が新たな学びを始めるきっかけづくりや生涯にわたって学ぶことのできる環境づくりに取り組んできました。引き続きNPO、民間企業等とも連携し、障害者も含めた全ての県民に社会の変化にも対応した豊かな生涯学習の機会を提供することで、人づくり、地域づくりを進めます。

主な取組

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 多様な学習機会や学習情報の充実などによる学びを支える体制づくり ○ 高齢者のリカレント教育*機会の提供 ○ 地域における指導者の養成などによる学び合いを支える人づくり | <ul style="list-style-type: none"> ○ 成果発表や地域貢献の場の提供などによる学びの成果の活用を支える仕組みづくり ○ 県立図書館における県民のチャレンジ支援の充実 ○ 新しい県立図書館の検討推進 |
|---|--|

施策指標

<p>■ 1年間に生涯学習に取り組んだ人の割合 教育局</p> <p style="text-align: center;">67.8%（令和2年度） → 76.0%（令和8年度）</p>	
指標の説明	<p>県政サポーターアンケートにおいて、「この1年間に取り組んだ生涯学習活動の経験の有無」に「経験した」と回答した人の割合。</p> <p>生涯学習活動を実施している人を増やす取組の成果を示す数値であることから、この指標を選定。</p>
指標の根拠	<p>「第3期埼玉県教育振興基本計画」における令和5年度の目標値（73.0%）を踏まえ、更に割合を毎年度1ポイントずつ向上させることを目指し、目標値を設定。</p>

施策	27	高齢者の活躍支援
-----------	-----------	-----------------

担当部局 **県民生活部、福祉部、保健医療部、産業労働部、農林部**

施策内容

人生100年時代*を見据えて、高齢者が多様な活動を通じて充実した日々を過ごすこと、社会の担い手として地域社会に貢献することなど、誰もが健康で豊かな生活を送ることができる生涯現役社会*の実現を目指します。

元気な高齢者が希望に応じて働ける場を増やすとともに、長い人生で培った経験や学び直しにより得た新たな知識などを生かした就業や起業の支援を行うことで、高齢者のセカンドキャリア*を後押しします。

また、高齢者が地域活動やスポーツに参加する機会を拡大するため、活動参加へのきっかけづくりや情報発信などを進めるとともに、市町村が行う健康づくり事業を支援します。

主な取組

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 定年の廃止や定年・継続雇用の年齢延長の導入に向けた企業への働き掛け ○ 高齢者が働きやすい職場づくりの推進 ○ 高齢者の就業支援 ○ 高齢者向けの求人開拓 ○ 職業訓練を含めた、高齢者のリカレント教育*機会の提供 ○ 高齢者の起業支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○ シルバー人材センターへの支援 ○ 高齢者の社会参加の支援 ○ 高齢者がスポーツに親しめる機会と場の充実 ○ 健康長寿に取り組む市町村への支援 ○ フレイル*予防も含めた食育の推進 ○ 高齢農業者の活動促進 |
|--|---|

施策指標

産業労働部

■ シニア活躍推進宣言企業*のうち70歳以上の高齢者が働ける制度のある企業の数
1,136社（令和2年度末） → 1,800社（令和8年度末）

指標の説明	定年の廃止や定年・継続雇用の年齢延長、働きやすい職場環境づくりなどに取り組む、県が認定した企業のうち、70歳以上の高齢者が働ける制度のある企業の数。 企業における高齢者の活躍を推進するという観点から、この指標を選定。	目標の根拠	70歳以上の高齢者が働ける制度のある企業数の過去5年間（平成28年～令和2年）の増加数（594社）を踏まえ、それを上回る成果を目指し、目標値を設定。
--------------	---	--------------	--

■ 県の就業支援による65歳以上の就職確認者数

産業労働部

3,700人（令和4年度～令和8年度の累計）

<p>指標の説明</p>	<p>セカンドキャリアセンター*などで県の就業支援を受けた65歳以上の利用者のうち、就職が確認できた人数。 県の支援により新たに就職した高齢者の人数を示す数値であることから、この指標を選定。</p>	<p>目標の根拠</p>	<p>過去5年間（平成28年度～令和2年度）の推計値（3,400人）を踏まえ、それを上回る就職確認者数を目指し、目標値を設定。</p>
--------------	---	--------------	---

■ 地域社会活動に参加している65歳以上の県民の割合

県民生活部

40.3%（令和2年度） → 50.0%（令和8年度）

<p>指標の説明</p>	<p>県政世論調査で「過去1年間に地域社会活動（自治会、PTAなどによる地域活動及びNPO、ボランティアなどによる障害者・高齢者支援や青少年健全育成などの活動）に参加したことがある」と回答した65歳以上の県民の割合。 地域で力を発揮する高齢者の状況を示す数値であることから、この指標を選定。</p>	<p>目標の根拠</p>	<p>現状値を踏まえ、2人に1人の高齢者が参加することを目指し、目標値を設定。</p>
--------------	---	--------------	---



■ 針路7 誰もが活躍し共に生きる社会の実現

背景

生産年齢人口の減少の中で社会の活力を維持していくためには、就業を希望する誰もが意欲と能力に応じて活躍できる環境を整えることが重要となっています。

本県において、30代及び40代の女性の就業率は上昇傾向にあるものの、全国に比べて低い割合となっており、女性が働きやすい環境の整備に向けた更なる支援が求められています。

また、男女が互いを尊重し、性別にかかわらず個性と能力を發揮できるよう、各分野での男女共同参画の取組を更に進めることも必要です。

さらに、子供、高齢者、障害者などに対する虐待やドメスティック・バイオレンス（DV）*等の人権侵害のほか性的マイノリティ*に対する偏見や感染症を理由とした差別など様々な人権問題が生じており、誰もが互いを尊重し、共に生きる社会をつくることが求められています。

2040年を見据えた方向性

テレワーク*などの柔軟な働き方*への取組を支援し働き方改革*を進めるとともに、ハラスメント対策などを通じて、誰もが安心して働きやすい職場環境をつくります。

男女共に家庭や仕事、地域において調和のとれた生活が送れるように支援します。

虐待、DV等の人権侵害、偏見や差別などの様々な人権問題について、県民に対する啓発活動を進めます。

障害者が住み慣れた地域で、自立した生活を安心して送れるように支援します。

分野別施策

- 施策 28 就業支援と雇用環境の改善
- 施策 29 女性の活躍推進と男女共同参画の推進
- 施策 30 障害者の自立・生活支援
- 施策 31 人権の尊重

施策	28	就業支援と雇用環境の改善
-----------	-----------	---------------------

担当部局 福祉部、**産業労働部**、農林部

施策内容

生産年齢人口の更なる減少とポストコロナ*における産業構造の変化が見込まれる中、今後も本県経済が持続可能な発展を遂げるためには、誰もが長く健康に働き続けられる環境づくりや、幅広い層への就業の支援を進める必要があります。

このため、企業におけるテレワーク*などの柔軟な働き方*への取組の支援を行うことで働き方改革*を進めます。また、ハラスメントやメンタルヘルスへの対策などを通じて、誰もが安心して働きやすい職場環境づくりを進めます。

成長分野を含めて人手不足に直面する企業の人材確保を支援するとともに、正規雇用を希望する若者世代やキャリアチェンジ*を考えるミドル世代*などに対し、相談から就職まで、一人一人の状況に応じたきめ細かい支援をワンストップで行います。

主な取組

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ テレワークなど柔軟な働き方の推進 ○ 介護や病気治療と仕事との両立支援など、働きやすい職場環境づくりの推進 ○ 勤労者や企業などへの労働関係法令の普及啓発 ○ 労働相談を通じた職場のトラブルの解決支援 ○ 新卒者やフリーター、若年無業者*などの若者の就業支援 ○ 埼玉しごとセンター*における就業支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 企業人材サポートデスク*による企業の人材確保支援 ○ 不本意非正規雇用*者の正規雇用化の支援 ○ 求職者などを対象とした職業訓練の実施 ○ 農業経営体における雇用環境改善の支援と就職希望者とのマッチング支援 ○ 生活困窮世帯・生活保護世帯の自立に向けた就労支援 |
|---|--|

施策指標

■ 就業率 <div style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px; font-weight: bold;">産業労働部</div>	
61.2% (令和2年) → 61.7% (令和8年)	
指標の説明	15歳以上の人口に占める就業者の割合。本県における就業の状況を的確に示す数値であることから、この指標を選定。
目標の根拠	就業率を令和元年の水準(61.7%)まで回復させることを目指し、目標値を設定。 ※新型コロナウイルス感染症の大きな影響からの回復を目指す目標値。

■県内大学新規卒業者に占める不安定雇用者の割合

4.9%（令和元年度） → 3.9%（令和8年度）

指標の説明	<p>県内大学新規卒業者に占める不安定雇用者（有期雇用労働者及び臨時労働者）※の割合。</p> <p>若年の就業支援を行う上で、正規雇用を希望しながら、やむを得ず非正規雇用者として不安定な雇用形態で働く者を減少させる観点から、この指標を選定。</p> <p>※学校基本調査における用語。雇用契約期間に定めがある労働者（非正規雇用者）のうち、期間が1か月以上の者を有期雇用労働者、1か月未満の者を臨時労働者としている。</p>	目標の根拠
-------	--	-------

令和元年度における全国平均値（3.9%）まで減少させることを目指し、目標値を設定。

施策	29	女性の活躍推進と男女共同参画の推進
-----------	-----------	--------------------------

担当部局 総務部、**県民生活部**、福祉部、**産業労働部**、農林部、教育局

施策内容

目前に迫る人口減少局面にあっても、本県が持続可能な発展を遂げていくためには、女性が意欲や能力を存分に発揮し、生き生きと輝ける社会の実現が不可欠です。

そこで、女性が子育てなどの家庭生活やプライベートを充実させながら、持続的にキャリアを積み重ねていける環境づくりを進めます。

多様な働き方*の普及拡大に取り組むとともに、就業相談から仕事と家庭の両立やキャリア形成まで、一人一人の状況に応じたワンストップの支援を行います。

また、男女が互いを尊重し、性別にかかわらず個性と能力を発揮できるよう、行政や企業、家庭など各分野での男女共同参画を進めます。

主な取組

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 働き方の見直しによる男女ともに仕事と家庭を両立できる環境づくり ○ 女性の就業・キャリアアップのワンストップ支援 ○ 女性の起業支援 ○ 女性が受講しやすい職業訓練の実施 ○ 女性農業者の活躍推進 ○ 女性の積極的な登用など、女性県職員の活躍推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 保育所、認定こども園*、企業内保育所などの整備促進 ○ 男女共同参画推進センター*における情報提供や相談などの実施 ○ 女性に対する暴力の防止と被害者支援 ○ 男女共同参画推進条例や男女共同参画基本計画の普及・啓発 ○ 男女共同参画の視点に立った教育内容の充実 |
|--|--|

施策指標

	<p>■ 女性（30～39歳、40～49歳）の就業率</p> <p>30～39歳 71.6%（令和2年） → 75.1%（令和8年）</p> <p>40～49歳 76.3%（令和2年） → 79.2%（令和8年）</p>	産業労働部
指標の説明	<p>女性（30～39歳、40～49歳）に占める就業者の割合。</p> <p>子育て期から子育て後に復職するまでの女性の就業状況を示す数値であることから、この指標を選定。</p> <p>※現状値及び目標値は、総務省統計局「労働力調査」の調査票情報を独自集計し推計値を算出。労働力調査は、都道府県別の標本設計がされていないことから、推計値の誤差が大きくなる可能性があり、幅を持って捉える必要がある。</p>	目標の根拠
	<p>令和元年の全国平均（30～39歳：75.1%、40～49歳：79.2%）の水準まで引き上げることを目指し、目標値を設定。</p>	

■ 審議会などの委員に占める女性の割合

39.2%（令和2年度） → 42.0%（令和8年度）

指標
の
説明

県の各種審議会などにおける女性委員の割合。
女性の政策・方針決定への参画度を示す数値であることから、この指標を選定。

目標
の
根拠

国の「第5次男女共同参画基本計画」において、令和7年度末までに女性委員の割合を40%以上60%以下にすることを目指していることを踏まえ、目標値を設定。



施策	30	障害者の自立・生活支援
-----------	-----------	--------------------

担当部局 総務部、福祉部、保健医療部、産業労働部、教育局、警察本部

施策内容

本県で進む急速な高齢化に伴い、障害者の親も高齢化が見込まれています。障害者が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境に加え、希望に応じて能力や適性を発揮できるよう、より安全で配慮の行き届いた社会にする必要があります。

引き続き地域における住まいの場や日中の活動の場の確保・充実を図るとともに、障害者の差別解消に向けた啓発を進め、社会活動への参加を促進します。また、就労を希望する障害者への職業訓練などを行うとともに、企業に対し雇用機会の拡大や職場環境の整備を働き掛けて就労や職場定着を支援します。

さらに、外見からは分かりにくい発達障害*や精神障害、難病患者などへの支援を強化するとともに、医療的ケア*児の家族など介助負担の大きいケアラー*への支援を進めます。

主な取組

- | | |
|---|--------------------------------|
| ○ 障害者の住まいの場と日中活動の場の確保・充実、在宅生活への支援 | ○ 障害者の工賃向上への支援 |
| ○ 地域で暮らす障害者の支援体制の整備 | ○ 県庁における障害者雇用の推進と障害のある県職員の活躍推進 |
| ○ 障害を理由とする差別の解消と合理的配慮*の提供に向けた啓発 | ○ 発達障害の早期発見と支援体制の充実・就労支援 |
| ○ 手話の普及・啓発など手話を使用しやすい環境の整備 | ○ 精神障害に対応した地域包括ケアシステム*の構築 |
| ○ 障害者の権利擁護・虐待防止対策の推進 | ○ 精神科救急医療体制の強化 |
| ○ 障害者の文化芸術・スポーツ活動の支援と普及 | ○ 難病患者への療養支援 |
| ○ 高等技術専門校*における職業訓練、特別支援学校におけるキャリア教育*などの充実 | ○ 依存症対策の推進 |
| ○ 障害者雇用総合サポートセンター等による障害者の雇用開拓、就労支援、職場定着支援 | ○ 高次脳機能障害*者への支援の充実 |
| | ○ 重度心身障害者(児)の医療費の助成 |
| | ○ 医療的ケアが必要な障害児・者及びケアラーへの支援 |

施策指標

福祉部

■ 障害者入所施設から地域生活へ移行する人数 665 人（令和 4 年度～令和 8 年度の累計）

指標の説明	障害者入所施設から地域生活へ移行する人数。 地域生活を希望する施設入所者が地域の中で共に安心して暮らせるよう、地域の障害福祉サービスの提供体制を充実し、入所施設から地域生活への移行を促進する必要があることから、この指標を選定。	目標の根拠 国の指針において、地域生活に移行する者の令和 5 年度末の目標値は「令和元年度末の施設入所者数の 6%以上」とされているところ、本県では「第 6 期埼玉県障害者支援計画」において定めた目標値である 7.5%（令和 3 年度～5 年度で 399 人）を踏まえ、令和 6 年度以降も同様の移行人数を目指し、目標値を設定。
-------	--	---

産業労働部

■ 民間企業の障害者雇用率

2. 30%（令和 2 年） → 法定雇用率以上（令和 8 年）

指標の説明	「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく、民間企業における障害者の雇用率。 民間企業が障害者を一定割合雇用することは、同法に定められた義務であることから、この指標を選定。	目標の根拠 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、民間企業に対し義務づけられている法定雇用率以上を目指し、目標値を設定。 ※障害者の法定雇用率 2.30%（令和 3 年 3 月現在）
-------	--	---

施策	31	人権の尊重
-----------	-----------	--------------

担当部局 **県民生活部**、福祉部、教育局、警察本部

施策内容

子供・高齢者・障害者などに対する虐待や配偶者・恋人などへの暴力（ドメスティック・バイオレンス*）、インターネットによる誹謗中傷、感染症などを理由とした差別のほか、性的マイノリティ*（LGBTQ*など）や外国人に対する偏見など様々な人権問題が生じています。

全ての県民が互いの人権を尊重し、誰もが自分らしく生き生きと活躍できる社会の実現に向けて、あらゆる機会を捉えて人権教育や啓発活動を実施します。

また、人権に関する悩みを抱える県民に対して相談や支援を行います。

主な取組

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 人権尊重社会をめざす県民運動の実施 ○ 同和問題解決のための教育・啓発活動の実施 ○ 地域や学校、企業などにおけるLGBTQや外国人への偏見、感染症を理由とした差別等の人権問題に関する啓発活動の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 子供の人権に関する普及・啓発 ○ 障害を理由とする差別の解消と合理的配慮*の提供に向けた啓発 ○ 子供・高齢者・障害者の権利擁護・虐待防止対策の強化 ○ 配偶者などからの暴力防止対策の実施 |
|---|---|

施策指標

県民生活部

■ 人権啓発事業に参加して、偏見を持ったり、差別をしないよう

行動したいと思った人の割合

67.2%（令和2年度） → 80.0%（令和8年度）

指標の説明	<p>人権啓発イベント・研修会等の参加者に対するアンケート調査で「人権問題に関心を持ち、偏見を持ったり、差別しないようにしたい」と回答した人の割合。</p> <p>人権啓発イベント・研修会等に参加するだけでなく、人権を尊重した行動を心がけることが重要であることから、この指標を選定。</p>	指標の根拠	<p>令和2年度に実施した人権に関する県民意識調査の結果（10年前と比べて人権尊重の意識が高まった人の割合が8.7ポイント増）を踏まえ、5年間で10ポイント以上増加させることを目指し、目標値を設定。</p>
--------------	---	--------------	---



■ 針路8 支え合い魅力あふれる地域社会の構築

背景

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、観光客全体の減少、特に外国人観光客の著しい減少が生じました。

こうした状況の中でも、これまでは県内の外国人住民は増加傾向が続いており、その3割以上が日本語能力が十分でないために行政から届く文書が読めないなど、生活をする上で様々な課題を抱えています。

また、働き方の見直しに伴う都市部から地方への新たな人の流れなどが生じています。

県内においては、本県に魅力を感じる県民の割合が半数程度にとどまっており、県民の郷土への愛着や誇りをより一層高められるよう魅力あふれる地域社会の構築を進める必要があります。

2040年を見据えた方向性

日本人と外国人が互いの文化的な違いを認め合い、地域社会の担い手としてそれぞれの力を発揮でき誰もが暮らしやすい多文化共生社会を実現します。

本県の自然や食、アニメ、文化などの多彩な観光資源や充実した交通網を活用し、国内外に本県観光の魅力を広く発信します。

コロナ禍*を契機に進んだテレワーク*などの新たな働き方等を追い風として、移住促進及び関係人口*の創出、拡大を進めます。

県民、NPO、地域団体、企業などが地域で支え合う共助社会を実現します。

本県の多彩な魅力を創造、発信し、県民の郷土への愛着と誇りを高めます。

分野別施策

- 施策 32 多文化共生と国際交流のSAITAMAづくり
- 施策 33 地域の魅力創造発信と観光振興
- 施策 34 文化芸術の振興
- 施策 35 スポーツの振興
- 施策 36 デジタル技術を活用した県民の利便性の向上
- 施策 37 多様な主体による地域社会づくり

施策	32	多文化共生と国際交流のSAITAMAづくり
-----------	-----------	------------------------------

担当部局 **県民生活部**、環境部、保健医療部、下水道局、教育局

施策内容

日本人と外国人が互いの立場を理解し合い、それぞれの個性と能力を十分に発揮して共に地域を支え合う、活力ある豊かな多文化共生社会づくりを進めます。

外国人の支援に携わる人材の育成などを通じて、外国人が地域に溶け込み自立して生活できるよう支援するとともに、共に社会を担う外国人の地域活動への参加を促進します。

また、子供や若者の留学や国際交流体験を支援し、国際的な視野を身に付け、国内外で活躍する人材を育成します。さらに、共同研究や技術協力などを通じ海外とのパートナーシップを強化します。

主な取組

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ ボランティアの活用による外国人への支援、国際協調の推進 ○ 外国人の日本語学習支援及び日本文化の理解促進 ○ 外国人住民の地域活動への参加促進 ○ 学校を核とした外国人親子への支援 ○ 多言語による情報提供や相談体制の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 外国人患者を受け入れる医療機関への支援 ○ 外国人留学生への支援 ○ 子供や若者に対する多様な国際交流体験支援、外国語教育の充実 ○ 姉妹友好州省などとの国際交流の推進 ○ 海外との共同研究や技術交流 |
|---|--|

施策指標

<p>■ 県が支援する海外留学奨学生数 県民生活部</p> <p style="text-align: center;">2,201人（令和2年度末） → 3,000人（令和8年度末）</p>	
指標の説明	<p>「埼玉発世界行き」奨学生数と姉妹友好州省派遣者数の累計。</p> <p>海外留学で視野を広げ、国際感覚を身に付けようとする若者を支援することは、埼玉から世界を舞台に活躍する人材を育成することにつながることから、この指標を選定。</p>
目標の根拠	<p>過去の実績（毎年度140人程度）を踏まえ、同水準の若者の留学支援を継続することを目指し、目標値を設定。</p>

■ 多文化共生を推進する人材の育成数

5,000人（令和4年度～令和8年度の累計）

指標の
説明

県が実施する「やさしい日本語講座」や「日本語学習支援者研修」などを受講した人数の累計。
外国人住民が求める支援を行う人材を増やすことは多文化共生社会の実現につながることから、この指標を選定。

指標の
根拠

毎年度約1,000人に対し研修等を実施し、外国人住民が求める支援を行う人材を増やすことを目指し、目標値を設定。

施策	33	地域の魅力創造発信と観光振興
-----------	-----------	-----------------------

担当部局 **企画財政部**、総務部、県民生活部、**産業労働部**、農林部、県土整備部、都市整備部、教育局

施策内容

活力ある地域社会を創るためには、地域の魅力である多彩な地域資源や文化を起点としたつながりを深め、県内外の人や物の交流を活発にすることが必要です。

このため、働き方の見直しに伴う都市部から地方への新たな人の流れを捉えることで関係人口*の創出や移住・定住につなげます。あわせて、地域の顔となる公園の整備や水辺空間の利活用などにより、誰もが住みたくなる魅力的なまちづくりを進めます。

また、eスポーツ*イベントと連携した本県の観光PRや、アニメに代表される地域資源を活用した体験型観光*の充実を図るとともに、市町村・民間との連携により国内外からの誘客を図ることで地域経済を活性化します。

主な取組

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 県産品のブランド化と販売拡大 ○ 歴史文化の再発見と世界への魅力発信 ○ 戦略的な広報による埼玉の魅力発信 ○ 県民・市町村・企業・団体など多様な主体との連携・協働による埼玉の魅力の創造・発信と観光客の誘致・回遊の促進 ○ テレワーク*など新たな働き方の普及に伴う関係人口の創出や移住・定住の促進 ○ 魅力ある街並みを創出する道路の整備 ○ 大宮スーパー・ボールパーク構想*など、特色を生かし、地域の顔となる公園の検討・整備 ○ 良好な景観を生かしたまちづくりの推進 ○ 未利用県有施設の有効活用の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ ラグビーワールドカップ2019*、東京2020オリンピック・パラリンピック*のレガシー*を生かした公園等の利活用 ○ 外国人観光客の来訪促進と受入体制の整備 ○ eスポーツイベント等の活用による新たな観光客の誘致 ○ 地域資源を活用した体験型観光や、多彩なツーリズムの推進 ○ 特命観光大使*、埼玉応援団*等の活用の推進 ○ 観光振興を担う人材の育成と観光インフラ整備構想の研究・推進 |
|---|---|

施策指標

■人口の社会増の維持		企画財政部
全年齢	17,912人（令和2年） → 20,862人（令和8年）	
0～14歳	2,555人（令和2年） → 2,588人（令和8年）	
指標の説明	本県への転入者数と転出者数の差。 本県の魅力を創造・発信することで県外からの転入者の増加、県外への転出抑制を実現すれば、転入超過数は増加することから、この指標を選定。特に子育て世代への魅力発信を高めることは年少人口（0～14歳）の転入超過に結びつく。	
指標の根拠	全年齢は、過去5年間（平成28年～令和2年）の平均値及び伸び率を踏まえ、増加させることを目指し、目標値を設定。 0～14歳は、少子化が見込まれる中、過去5年間（平成28年～令和2年）の平均値を維持することを旨とし、目標値を設定。	

■観光客 1 人当たりの観光消費額

産業労働部

県外からの宿泊客 23,564 円（令和元年） → 29,300 円（令和 8 年）
 県外からの日帰り客 6,923 円（令和元年） → 8,700 円（令和 8 年）

指標の説明	県外からの宿泊客及び日帰り客 1 人 1 回当たりの旅行における消費額。 観光客の消費単価の上昇が、観光による地域経済の活性化に寄与することから、この指標を選定。	目標の根拠	令和 4 年に平成 30 年と令和元年の平均値まで回復させた上で、平成 23 年から令和元年の実績値の伸びを踏まえ、宿泊客は毎年 7%、日帰り客は毎年 5%増やすことを目指し、目標値を設定。
-------	--	-------	---

■本県で観光・レジャーなどを楽しむ人の数

産業労働部

1 億 3,459 万人（令和元年） → 1 億 6,000 万人（令和 8 年）

指標の説明	県内の観光地及び祭り、イベントなどに訪れた人数の合計。 県内の観光地、レジャースポットなどを訪れる人数の増加が、本県の魅力を創造・発信する施策の成果を示すものであることから、この指標を選定。	目標の根拠	令和 4 年に平成 30 年と令和元年の平均値まで回復させた上で、平成 23 年から令和元年の実績値の伸びを踏まえ、毎年 3%増やすことを目指し、目標値を設定。
-------	--	-------	--

■外国人観光客数

産業労働部

65 万人（令和元年） → 65 万人（令和 8 年）

指標の説明	1 年間に本県を訪れた外国人観光客数（推計）。 外国人観光客誘致を重点的に行う県の施策の効果は、外国人観光客数で捉えることが適当なことから、この指標を選定。	目標の根拠	外国人観光客数を令和元年の水準まで回復させることを目指し、目標値を設定。 ※新型コロナウイルス感染症の大きな影響からの回復を目指す目標値。
-------	---	-------	--

施策	34	文化芸術の振興
-----------	-----------	----------------

担当部局 **県民生活部**、福祉部、都市整備部、教育局

施策内容

文化芸術は人々の創造性を育み、感動や安らぎを与え、心豊かな生活をもたらします。アーティスト、文化芸術団体などと連携し、県民誰もが文化芸術に親しめる機会を充実させるとともに、本県の文化芸術の多彩な魅力を県内外に発信していきます。

また、各地域に根差した伝統芸能や生活文化を守り、将来に継承するため、後継者の育成・支援や伝統文化について理解を深める取組を進めます。

さらに、市町村などと連携し、地域の文化資源を活用した地域の活性化を図ります。

主な取組

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 誰もが文化芸術活動に参加できる環境の整備 ○ 文化芸術団体等への支援 ○ 県立博物館・美術館における展示や地域での普及活動などの充実 ○ 彩の国さいたま芸術劇場による芸術性の高い舞台作品の提供 ○ 次世代を担う子供や青少年の文化芸術活動の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者の文化芸術活動の支援 ○ 東京2020オリンピック・パラリンピック*のレガシー*を活用した埼玉の文化芸術の発信 ○ 文化財の保存、活用、情報発信 ○ 伝統芸能の継承・普及 ○ 文化資源を生かした地域振興 |
|---|--|

施策指標

県民生活部	
■文化芸術活動を行っている県民の割合	
24.9%（令和2年度） → 40.0%以上（令和8年度）	
指標の説明	県政世論調査で「1年間に文化芸術活動を行ったことがある」と回答した県民の割合。 あらゆる世代の多様な県民が文化芸術活動に触れ、生き生きと暮らしていくために重要な数値であることから、この指標を選定。
目標の根拠	国の「文化芸術推進基本計画（第1期）」において、鑑賞以外の文化芸術活動をする者の割合が約40%まで増加することを目指していることを踏まえ、目標値を設定。

施策	35	スポーツの振興
-----------	-----------	----------------

担当部局 **県民生活部**、福祉部、県土整備部、都市整備部

施策内容

スポーツは人々に「楽しさ」、「喜び」をもたらし、人生をより豊かにするとともに、健康長寿の実現や地域の活性化など社会の活力を生み出す力を持っています。

県民誰もがスポーツを様々な形で楽しむことができる機会を増やすため、多彩なスポーツ大会やイベントを誘致・開催するとともに、スポーツ環境の充実を図ります。

また、国際的なスポーツイベントを通じて高まっているスポーツへの関心を更に高めるため、全国や世界で活躍できる人材の育成を支援します。

さらに、スポーツの人と人をつなぐ力などを活用し、社会的課題の解決に取り組みます。

主な取組

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 子供から高齢者まで誰もが気軽にスポーツに親しめる機会と場の充実 ○ 東京2020オリンピック・パラリンピック*を契機とした障害者スポーツの普及・振興 ○ 多彩なスポーツ大会、イベントの誘致・開催 ○ スポーツ・レクリエーションの場となる県営公園の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 屋内50m水泳場及びスポーツ科学拠点施設の設置検討・推進 ○ オリンピックなど国際大会で活躍できる次世代トップアスリートの育成・支援 ○ スポーツを通じた社会的課題解決の推進 |
|--|---|

施策指標

県民生活部

■ 週に1回以上スポーツをする成年の県民の割合

57.1%（令和2年度） → 65.0%（令和8年度）

指標の説明

県政世論調査で「週に1回以上スポーツをする」と回答した成年の県民の割合。
スポーツを振興する取組の成果を示す数値であることから、この指標を選定。

目標の根拠

国の「スポーツ基本計画」において、成年の週1回以上のスポーツ実施率が65%程度となることを目指していることを踏まえ、目標値を設定。

施策	36	デジタル技術を活用した県民の利便性の向上
-----------	-----------	-----------------------------

担当部局 **企画財政部**、総務部、県民生活部、県土整備部、警察本部

施策内容

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として生活や働き方が大きく変化する中、行政サービスのデジタル化は急務となっています。また、今後本県は少子高齢化をはじめとする様々な社会課題に直面しますが、デジタルトランスフォーメーション（DX）*は諸課題を解決する鍵になることが期待されています。

このような状況を踏まえ、県民生活をより便利で豊かなものにするため、行政手続のオンライン化やインターネットを活用した情報提供の拡充など、デジタル技術やデータを活用した県民サービスの向上を推進していきます。

また、データ活用による新サービスの創出と地域の活性化支援や、インフラの整備・維持管理におけるデジタル技術の活用など、DXを推進し県行政の効率化を図ります。

さらに、個人情報の安全な運用や、サイバー空間における脅威への対応など、県民が安心してデジタル技術やデータを利用できるための取組を併せて行います。

主な取組

- | | |
|---|--|
| ○ 行政手続の総合的なオンライン化の推進 | ○ 県民の重要な情報資産の保全 |
| ○ 県民の視点に立ったウェブサービスの運営、インターネットを活用した情報提供の拡充 | ○ インターネットを活用した犯罪情報、交通事故発生情報の提供 |
| ○ 県民からの多様な意見の集約と県政への反映 | ○ インターネット上の違法、有害情報対策の実施 |
| ○ マイナンバーの活用による行政手続の利便性向上 | ○ サイバーセキュリティ*の向上を含むサイバー犯罪・サイバー攻撃*対策の実施 |
| ○ データ活用による新サービスの創出と地域の活性化支援 | ○ IT化、ペーパーレス化の推進による県行政の効率化 |
| ○ デジタル技術を活用したインフラの整備・維持管理 | ○ 計画的な県庁舎等再整備の検討 |

施策指標

企画財政部

■ 県行政手続のオンライン利用率

21.9%（令和元年度） → 50%（令和8年度）

指標の説明	<p>県の行政手続の総申請件数に対する、オンライン申請件数の割合。</p> <p>行政手続を行う上で、オンライン申請は県民の利便性の向上につながることから、この指標を選定。</p>	目標の根拠	<p>国の「規制改革実施計画」における、各省庁の所管する行政手続のオンライン利用率の引上げについての方針を踏まえ、県の現状値を勘案し、目標値を設定。</p>
--------------	--	--------------	--

施策	37	多様な主体による地域社会づくり
-----------	-----------	------------------------

担当部局 企画財政部、県民生活部

施策内容

少子高齢化が進む中、地域活動の担い手不足が生じています。地域の活力を維持し、共に助け合い誰一人取り残さない社会を実現するため、県民、NPO、企業などあらゆる主体が連携して共助の取組を進めます。

地域活動の担い手として期待される元気な高齢者に対し、地域活動やボランティア活動に参加するきっかけや学びの機会を提供するとともに、地域の課題解決に取り組むNPOなどを支援します。

また、市町村が抱える様々な課題に対し、県、市町村、企業等が連携して取り組み、地域の特性や社会の変化を踏まえた魅力ある地域づくりを進めます。

主な取組

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 企業、大学など他主体とNPOとの連携の促進 ○ 多様な主体による地域課題解決の取組の促進 ○ コミュニティ活動の促進 ○ 高齢者への学びの機会の提供など社会参加の支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○ NPOの設立・活動支援 ○ 市町村による地域活性化策の支援 ○ 県・市町村・企業等との連携による魅力ある地域づくりの推進 |
|--|--|

施策指標

県民生活部

■ 地域社会活動に参加している県民の割合

34.2%（令和2年度） → 41.5%（令和8年度）

指標の説明	<p>県政世論調査で「過去1年間に地域社会活動（自治会、PTAなどによる地域活動及びNPO、ボランティア活動など）に参加したことがある」と回答した県民の割合。</p> <p>地域コミュニティ活動が活性化し、活力ある地域づくりが進んでいることを示す数値であることから、この指標を選定。</p>	指標の根拠	<p>過去最高値（平成26年度 41.5%）まで回復させることを目指し、目標値を設定。</p>
--------------	---	--------------	---



■ 針路9 未来を見据えた社会基盤の創造

背景

圏央道県内区間の全線開通や圏央道の常磐自動車道接続、外環道の千葉区間の開通により、「ヒト」「モノ」の流れが本県に引き寄せられ、交通の要衝としての本県の強みは飛躍的に増しています。

一方で、超少子高齢社会を背景に、生活を支えるサービスの低下やインフラの老朽化、地域経済の衰退などの様々な課題が生じることが懸念されており、暮らしやすく住み続けられるまちづくりを進めることが求められています。

また、身近な移動手段として生活に必要な不可欠な路線バスも採算性の問題から一部の路線で維持・確保が厳しい状況となっています。

こうした中で、将来においても持続可能な社会基盤を整備していくことが必要です。

2040年を見据えた方向性

地域高規格道路*の整備やミッシングリンク*の解消、多車線化などにより広域的な幹線道路ネットワークを構築します。

超少子高齢社会を見据え、「埼玉版スーパー・シティプロジェクト*」として、コンパクト・スマート・レジリエントの要素を踏まえたまちづくりに市町村や民間企業などと共に取り組んでいきます。

公共交通の安全性、利便性の向上に取り組むとともに、バス路線の維持・確保を図ります。また、鉄道の延伸などに向けた取組を進めます。

分野別施策

施策 38 住み続けられるまちづくり

施策 39 埼玉の価値を高める公共交通網の充実

施策 40 埼玉の活力を高める道路ネットワークの構築

施策	38	住み続けられるまちづくり
-----------	-----------	---------------------

担当部局 企画財政部、**環境部**、国土整備部、**都市整備部**

施策内容

人口減少、少子高齢化の進行などを背景に、中心市街地の衰退や都市の低密度化が進むことによる地域活力の低下などが懸念されています。

持続可能で住み続けられるまちの実現のため、都市機能の集積や居住機能の誘導に向けた効率的なまちづくりや、「埼玉版スーパー・シティプロジェクト*」として、コンパクト・スマート・レジリエントの要素を踏まえたまちづくりに市町村や民間企業などと共に取り組めます。

景観や安全性・利便性向上に配慮した都市基盤を整備し、商業地などの都市機能が適切に配置された、誰もが暮らしやすく魅力あるまちづくりを進めます。

また、近年、顕在化している空き家問題などに対する取組を進めます。

主な取組

- | | |
|--|--|
| ○ 埼玉版スーパー・シティプロジェクトの推進 | ○ 幅の広い歩道の整備や歩行空間のバリアフリー化 |
| ○ 都市計画の見直しや計画的な土地利用の促進 | ○ 快適で楽しい公園空間の提供 |
| ○ 立地適正化計画*作成の支援 | ○ 米軍基地跡地の有効利用 |
| ○ 「バスまちスポット*」などの展開による出歩きやすいまちづくりの促進 | ○ 安全な市街地を形成する土地区画整理事業*や市街地再開発事業*の実施と促進 |
| ○ 流域治水*への転換に伴う水災害リスクに備えたまちづくりのための浸水想定区域図等の活用 | ○ 市町村の空き家対策支援 |
| ○ 職住が近接した地域づくりの誘導 | ○ 空き家などの中古住宅流通・住み替えや住宅リフォームの促進 |
| ○ 良好な景観を生かしたまちづくりの推進 | ○ 管理組合運営の支援など民間マンション管理の適正化 |
| ○ コージェネレーションシステム*や燃料電池*によるエネルギーの効率的利用 | |

施策指標

■ 良好な都市基盤が整備された面積 <div style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">都市整備部</div>	
20,416ha（令和2年度末） → 20,942ha（令和8年度末）	
指標の説明	土地区画整理事業、市街地再開発事業により、良好な都市基盤（住宅地や商業地）が整備され、災害対応力が向上した土地の面積。 良好な都市基盤の整備が住み続けられるまちづくりに寄与できることから、この指標を選定。
目標の根拠	各事業主体が令和8年度までに予定している住宅地や商業地の整備を着実に推進することを目指し、目標値を設定。

■ 埼玉版スーパー・シティプロジェクトに取り組む市町村数

0市町村（令和2年度） → 46市町村（令和8年度）

指標の
説明

「埼玉版スーパー・シティプロジェクトの基本的な考え方（骨格）」に基づくまちづくりの検討に着手した市町村の数。

超少子高齢社会の諸課題に対応するため、まちづくりを市町村とともに進める必要があり、その主体は市町村であることから、この指標を選定。

目標の
根拠

令和3年度に実施した市町村意向調査で取組意向を示した市町村において、プロジェクトに基づくまちづくりが進むことを目指し、目標値を設定。

施策	39	埼玉の価値を高める公共交通網の充実
-----------	-----------	--------------------------

担当部局 **企画財政部**

施策内容

鉄道やバスなどの公共交通機関は、県民の日常生活を支える重要な移動手段です。あらゆる立場の人に配慮し県民誰もが安全で快適に利用できるよう、公共交通の安全性・利便性を向上させる取組を促進するとともに、地域住民の日常の足として重要なバス路線の維持・確保を図ります。

また、関係自治体との連携により、地域鉄道・第3セクター鉄道*の運営を支援するとともに、「あと数マイルプロジェクト*」の推進により鉄道網（埼玉高速鉄道線、東京12号線、東京8号線、日暮里・舎人ライナー、多摩都市モノレールの5路線）の県内延伸を検討します。

さらに、地域の足の確保に取り組む市町村と連携し、県全体の持続可能な地域公共交通の確保・充実を図ります。

主な取組

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ ホームドアの設置など安全で快適な鉄道駅の整備支援 ○ 地域鉄道の安全性向上を目指す設備整備への支援 ○ ノンステップバスの導入支援 ○ 生活交通を支える路線バスの維持・確保対策 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 第3セクター鉄道の経営安定化の支援 ○ あと数マイルプロジェクトに基づく鉄道網の延伸検討 ○ 地域公共交通活性化への支援 |
|---|--|

施策指標

■ 駅ホームのホームドア設置番線数

企画財政部

64 番線（令和2年度末） → 113 番線（令和8年度末）

指標の説明	ホームドアが設置されている駅の番線数。ホームドアは駅ホームからの転落防止対策として有効であることから、この指標を選定。	目標の根拠	鉄道事業者が作成したホームドア整備計画に基づき、目標値を設定。
--------------	---	--------------	---------------------------------

■ 地域公共交通計画の策定市町村数

企画財政部

19 市町村（令和2年度末） → 42 市町村（令和8年度末）

指標の説明	「地域公共交通活性化再生法」において、努力義務とされている地域公共交通計画（マスタープラン）を策定した市町村数。 定量的な目標の下、地域ニーズにきめ細やかに対応した地域交通ネットワークを構築することは、県民の移動確保につながることから、この指標を選定。	目標の根拠	平成26年度から令和2年度までの策定実績を踏まえ、毎年度4件ずつ増加させることを目指し、目標値を設定。
--------------	---	--------------	---

施策	40	埼玉の活力を高める道路ネットワークの構築
-----------	-----------	-----------------------------

担当部局 **県土整備部**

施策内容

圏央道の県内区間の全線開通や常磐自動車道との接続、外環道の千葉区間の開通により、交通の要衝としての本県の強みは飛躍的に増しています。

このような本県の優位性を生かし、産業振興や地域の更なる活性化につなげるため、「あと数マイルプロジェクト*」として、新大宮上尾道路や東埼玉道路をはじめとした県内高速道路の整備の促進、幹線道路のミッシングリンク*の解消や多車線化などを重点的に進め、広域的な道路交通ネットワークを構築します。

また、スマートインターチェンジ*の設置に対する支援や、地域の生活を支える身近な道路や防災拠点を結ぶ道路の整備を推進します。

これまでに築き上げてきた社会基盤を次世代に引き継ぐため、計画的な補修・更新などを進め、強靱なインフラを構築します。

主な取組

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 高速道路をつなぐ地域高規格道路*の整備 ○ 幹線道路のミッシングリンク解消や多車線化 ○ 企業立地などを促進する幹線道路の整備 ○ 観光地へのアクセス性を高める道路の整備 ○ インターチェンジへのアクセス道路の整備 ○ 鉄道との立体交差化による渋滞の解消 ○ スマートインターチェンジの設置に対する支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 中山間地域*の生活を支える道路の整備や身近な生活道路の整備促進 ○ 防災拠点を結ぶ道路の整備 ○ 安全点検による道路施設の適切な維持管理 ○ 橋りょうなど道路施設の計画的な補修や更新 ○ 彩の国ロードサポート制度*の活用による地域と連携した維持管理 |
|---|--|

施策指標

県土整備部

■ 県管理道路整備箇所¹の混雑時平均旅行速度

19.2km/h（令和元年度） → 32.0km/h（令和8年度）

指標の説明	<p>朝夕ピーク時の混雑などを解消するために整備を進めている県管理道路における混雑時平均旅行速度。</p> <p>県管理道路の混雑等を解消することにより、利便性の向上が実現することから、この指標を選定。</p>	目標の根拠	<p>自動車が円滑に走行できるよう道路整備を進めて渋滞が緩和し、全国平均（32.0km/h）水準まで改善することを目指し、目標値を設定。</p>
--------------	---	--------------	--

■ 県管理道路の整備延長

1,689.4km（令和2年度末） → 1,749.4km（令和8年度末）

<p>指標の説明</p>	<p>バイパス整備、現道拡幅及び交差点改良が行われた距離の累計。 交通渋滞やミッシングリンクの解消により広域な道路ネットワークが形成され、交通の要衝としての本県の優位性が向上することから、この指標を選定。</p>	<p>目標の根拠</p> <p>過去5年間（平成28年度～令和2年度）の実績を踏まえ、同水準の整備延長を完了することを目指し、目標値を設定。</p>
--------------	--	--



■ 針路10 豊かな自然と共生する社会の実現

背景

本県の緑は県土面積の約6割を占めていますが、都市化の進展等に伴い緑地率は減少しており、特に平地林面積は大きく減少しています。

また、人口減少や高齢化の進行により里山や森林は管理が行き届かず、ニホンジカなどによる獣害等も重なり荒廃が発生しています。

本県の県土面積に占める河川面積の割合は全国2位と水辺空間が豊富にありますが、これまでは親水公園や遊歩道の整備だけにとどまり、画一的な利活用が多くなっています。

また、近年では温室効果ガスの排出と吸収の均衡（カーボンニュートラル*）の実現など、豊かな自然と共生し、全ての県民が安心して豊かに暮らせる持続可能な社会の実現が求められています。

2040年を見据えた方向性

県民や市町村、関係団体と連携しながら緑地の保全活動を促すとともに、都市部における緑の保全・創出や、多様な機能を有する森林の整備を進めます。

民間事業者等と連携し、そのアイデアやノウハウを活用することで、河川などに地域のにぎわいの場や憩いの場となる魅力的な水辺空間を創出します。

再生可能エネルギー*の普及拡大や分散型エネルギーの利活用などを含む温室効果ガス排出削減対策、資源の循環利用や廃棄物の排出削減を進めます。

分野別施策

- 施策 41 みどりの保全と創出
- 施策 42 恵み豊かな川との共生
- 施策 43 生物多様性の保全
- 施策 44 活力ある農山村の創造
- 施策 45 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進
- 施策 46 地球環境に優しい社会づくり
- 施策 47 公害のない安全な地域環境の確保

施策	41	みどりの保全と創出
-----------	-----------	------------------

担当部局 企画財政部、**環境部**、**農林部**、都市整備部、教育局

施策内容

県民や市町村、関係団体などが連携して行う身近な緑地の保全等の活動支援や、園庭などの芝生化や施設緑化など都市部における緑の創出に取り組みます。

また、都市と山村の連携による豊かな森づくりを進めるとともに、水源のかん養*や生物多様性の保全など森林が持つ多様な機能を持続的に発揮させるため、適切な森林整備を進めます。

さらに、水田をはじめとした農地の保全、地域の特徴を生かした歴史と伝統のある農業を継承していく取組を支援します。

県民が緑に親しみをもち、緑を学ぶための学習環境の整備も推進します。

主な取組

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村や関係団体などと連携した身近な緑地の整備・保全・活用 ○ 緑を守り創る活動の支援と促進 ○ 緑の保全・創出に関する学習環境の整備や園庭・校庭の芝生化などの推進 ○ 緑化計画届出制度*の啓発や市町村への支援などによる、建物の屋上、壁面、敷地内等の緑化の推進 ○ 豊かな緑を保全・創出する公園整備 ○ 都市と山村の連携による森づくり | <ul style="list-style-type: none"> ○ 県民参加による森づくりの推進 ○ 森林の病虫獣害防止対策の実施 ○ 間伐や枝打ちなどの適正な森林整備 ○ 針広混交林*の造成 ○ 見沼田圃^{たんぼ}の保全・活用・創造 ○ みどりの三富地域^{さんとめ}づくりの推進 ○ 里山や平地林の整備・保全・活用 ○ さいたま緑のトラスト運動の推進 |
|--|---|

施策指標

環境部	
■ 身近な緑の創出面積	
250ha（令和4年度～令和8年度の累計）	
<p style="text-align: center;">指標の説明</p> <p>県や市町村の条例に基づく緑化計画届出制度等による緑化面積及び園庭・校庭の芝生化などによる緑の創出面積の合計。</p> <p>自然を守り、緑を育てることは重要であり、身近な緑を創出する取組の成果を示す数値であることからこの指標を選定。</p>	<p style="text-align: center;">目標の根拠</p> <p>類似制度を持つ都府県の中でトップクラスの創出面積を目指し、毎年50haを目標値に設定。</p>

■ 森林の整備面積

12,500ha（令和4年度～令和8年度の累計）

指標の説明	間伐や植栽、下刈りなどの森林整備を実施した面積。 水源かん養機能などの森林が持つ公益的機能を持続的に発揮させるためには、適切な森林整備が不可欠であることから、この指標を選定。	指標の根拠	将来にわたり森林を適正に維持していくため、間伐や植栽、下刈り、獣害等による被害地の再生などの森林整備を、年間2,500ha実施することを目指し、目標値を設定。
-------	--	-------	---

施策	42	恵み豊かな川との共生
-----------	-----------	-------------------

担当部局 企画財政部、**環境部**、農林部、**県土整備部**、下水道局

施策内容

豊かで清らかな川を本県の大切な財産として未来に残すために、公共下水道などの生活排水処理施設の整備や合併処理浄化槽*への転換の促進、非かんがい期の農業用水路への通水などにより、河川水質の保全や更なる改善を推進します。

また、川との共生や保全に取り組む団体や企業、個人などの活動を支援・促進するとともに、民間事業者と連携した魅力的な水辺空間の創出や、自然や生物、景観に配慮した地域に親しまれる川の整備を進めていきます。

主な取組

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 下水道、農業集落排水*などの生活排水処理施設の整備や合併処理浄化槽への転換の促進 ○ 浄化槽台帳を活用した適正な維持管理の促進 ○ 非かんがい期における農業用水路などへの通水の実施 ○ SAITAMAリバーサポーターズ*の活動推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 川との共生や保全に取り組む地域団体などへの活動支援 ○ 市町村や民間事業者などと連携した水辺空間の利活用の促進 ○ 自然や生物、景観に配慮した河川整備 |
|--|---|

施策指標

環境部	
<p>■ S A I T A M A リバーサポーターズの個人サポーター数 0人（令和2年度末） → 24,000人（令和8年度末）</p>	
指標の説明	<p>川との共生や保全に取り組む S A I T A M A リバーサポーターズの個人サポーター数。 川との共生・保全活動の拡大や、川の魅力の向上を示す数値であることから、この指標を選定。</p>
目標の根拠	<p>過去の市町村や環境団体によるイベント等への参加者数の年平均2,700人を踏まえ、それを上回る数の個人サポーターの増加（年間4,000人）を目指し、目標値を設定。</p>
県土整備部	
<p>■ 民間事業者などによる河川空間の利活用件数 12件（令和2年度末） → 24件（令和8年度末）</p>	
指標の説明	<p>県管理河川において民間事業者などが河川空間を安らぎとにぎわいの場として利活用する件数。 民間事業者などと連携して河川空間の利活用を推進し、河川空間に新たな魅力を創出することが、川に親しむ機会を増やし、川と共生する社会の実現につながることから、この指標を選定。</p>
目標の根拠	<p>民間事業者などと連携して新たに河川空間を利活用する件数として、これまでの取組実績などを踏まえ、目標値を設定。</p>

施策	43	生物多様性の保全
-----------	-----------	-----------------

担当部局 **環境部、保健医療部、農林部、県土整備部**

施策内容

生物多様性と生態系の保全に向け、県民一人一人が生物多様性への関心を高めるため、埼玉県生物多様性保全戦略に基づき、森林・里山・都市などの地域特性を生かした様々な取組を進めていきます。

自然公園や自然ふれあい施設などを利用し、県民が生物多様性や自然環境保全の重要性について学ぶ機会を創出します。

さらに、希少野生動植物種の調査や保護増殖活動に取り組むとともに、生態系や生活環境、農林業に与える影響を低減するため、侵略的外来生物*の計画的な防除や野生鳥獣の保護管理を進めます。

また、人と動物が共生する社会に向け、動物愛護や適正飼養の普及啓発に取り組めます。

主な取組

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 埼玉県生物多様性保全戦略に基づく取組の全県展開 ○ 自然公園の保全や自然ふれあい施設の利用促進 ○ 希少野生動植物種の保護増殖の実施 ○ 侵略的外来生物の計画的防除 ○ 野生鳥獣の適正な保護管理 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模開発事業における生態系の保全 ○ 環境に配慮した公共事業の実施 ○ 動物の愛護と適正飼養の推進 ○ 地域における野良猫の繁殖抑制対策の推進 |
|---|---|

施策指標

環境部

■ 生物多様性の認知度

67.7%（令和2年度） → 75.0%以上（令和8年度）

指標の説明	<p>県政世論調査で「生物多様性」という言葉について、「言葉の意味も含め知っている」又は「言葉は聞いたことがあるが、意味は知らない」と回答した県民の割合。</p> <p>全ての人々が生物多様性の言葉の意味やその価値を認識し、生物多様性の保全に向けた行動につなげていくことが重要であり、生物多様性に関する多種多様な取組に対しての総合的な評価であることから、この指標を選定。</p>	目標の根拠	<p>国の「生物多様性国家戦略」の数値目標に合わせて設定した「埼玉県生物多様性保全戦略」の目標値（75.0%以上）を踏まえ、目標値を設定。</p>
--------------	---	--------------	---

■ 犬猫の殺処分数

692 頭（令和 2 年度） → 250 頭（令和 8 年度）

指標の
説明

県（指定都市及び中核市を含む）が収容した犬猫のうち殺処分された数。
動物愛護に係る県民の意識醸成の取組の成果を示す数値であることから、この指標を選定。

指標の
根拠

「埼玉県動物愛護管理推進計画（第二次改定版）」において、令和 12 年度末までに犬猫の殺処分数ゼロの達成を目指していることを踏まえ、目標値を設定。

施策	44	活力ある農山村の創造
-----------	-----------	-------------------

担当部局 **農林部**

施策内容

本県の農山村は人口減少や高齢化が進んでおり、活力の低下が懸念されています。農山村に住む人々はもとより、訪れる人々にも快適な空間となるよう、水源のかん養*や良好な景観の形成など農林業・農山村の有する多面的な機能が十分に発揮された持続可能で魅力ある農山村づくりを推進します。

農山村の機能を維持し生活環境を充実させるため、農地や水路などの保全に地域で取り組む共同活動*を広げるとともに、農業集落排水*の整備や鳥獣害防止対策を支援します。また、雇用やにぎわいの創出のため、農山村の多様な資源を活用した産業を振興します。さらに、都市住民との交流や移住の促進などにより農山村を活性化するとともに、農林業・農山村の多面的な機能に対する県民の理解を深めます。

主な取組

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の共同活動支援などによる豊かな農業・農村環境の向上 ○ 中山間地域*の農業生産活動などの支援 ○ 農業集落排水の整備支援などによる快適で美しい農山村環境の確保 ○ 地域ぐるみの総合的な鳥獣害防止対策の実施 ○ 農山村に豊富に存在する地域資源の利用促進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 農山村体験などによる都市住民との交流の拡大 ○ 農山村地域への移住などの促進 ○ 市民農園や学校ファーム*での農業体験活動の促進 ○ 地域の特徴を生かした都市農業の振興 ○ 県民参加による森づくりの推進 ○ 農林業・農山村の持つ多面的機能についての県民理解の促進 |
|---|--|

施策指標

農林部

■ 農山村の多面的機能を発揮する共同活動の実施面積割合

30.7%（令和2年度末） → 42.0%（令和8年度末）

指標の説明	<p>農振農用地（田畑）に占める、農地や農業用排水路の草刈りや泥上げなど地域の共同活動を実施した面積の割合。</p> <p>この共同活動が実施されることにより、多面的機能が維持・発揮され、農山村の活力が高まることから、この指標を選定。</p>	目標の根拠	<p>過去5年間（平成28年度～令和2年度）の実績値の伸び（年平均約2ポイント）を踏まえ、同等の伸びを維持することを目指し、目標値を設定。</p>
--------------	---	--------------	---

施策	45	資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進
-----------	-----------	----------------------------

担当部局 **環境部**、農林部、県土整備部、企業局、下水道局、警察本部

施策内容

県民一人一人のごみの排出量削減への意識を醸成し、ごみを減らすライフスタイルを推進するとともに、事業者資源の循環利用や事業活動による廃棄物の排出削減を促します。また、県民や事業者、行政などが一体となり食品ロス*の削減を進めていきます。

プラスチック製品の再使用・再生利用などによる循環的利用を推進するとともに、下水汚泥やバイオマス*などを資源としたガス発電や廃熱利用など廃棄物の持つエネルギーの有効活用を進め、限られた資源を繰り返し利用する循環経済の活性化を図ります。

このほか、産業廃棄物の不適正処理への対策強化や不法投棄を防止するための関係機関と連携した監視体制の強化を図るなど、環境への負荷の少ない持続可能な社会に向けた取組を進めます。

主な取組

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ ごみを減らすライフスタイルの普及や食品ロス・事業系ごみ削減の促進 ○ プラスチックを資源とした循環的利用の推進 ○ 下水汚泥を活用したガス発電や廃熱利用など廃棄物の持つエネルギー及びバイオマスなど地域資源の有効活用 ○ 建設廃棄物や建設・浄水発生土などの再資源化推進のための各種リサイクル法等の的確な運用 ○ 産業廃棄物排出事業者・処理業者への指導強化・適切な行政処分、処理施設の適正な維持管理の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物処理業界のイメージアップと人材育成 ○ 不法投棄の未然防止・早期発見・早期対応の徹底 ○ ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物*、石綿*等の有害廃棄物の適正処理 ○ 下水汚泥の共同処理 ○ 安全・安心な県営処分場の運営、研究 ○ 災害廃棄物の処理等への体制強化 |
|--|---|

施策指標

環境部

■一般廃棄物の1人1日当たりの最終処分量

34g/人・日（令和元年度） → 27g/人・日（令和8年度）

指標の説明	<p>1人1日当たりの一般廃棄物の最終処分（埋立処分）量。</p> <p>一般廃棄物の排出抑制や再生利用推進による減量化の状況を的確に示す数値であることから、この指標を選定。</p>	指標の根拠	<p>国の基本方針における削減目標を踏まえて設定した「第9次埼玉県廃棄物処理基本計画」における令和7年度の目標値（28g/人・日）を更に削減することを目指し、目標値を設定。</p>
--------------	---	--------------	--

■産業廃棄物の最終処分量

19.3 万 t (令和元年度) → 14.8 万 t (令和 8 年度)

指標の説明	年間の産業廃棄物の最終処分（埋立処分）量。 産業廃棄物の排出抑制や再生利用推進による減量化の状況を的確に示す数値であることから、この指標を選定。	目標の根拠 国の基本方針における削減目標を踏まえて設定した「第 9 次埼玉県廃棄物処理基本計画」における令和 7 年度の目標値（15 万 t）を更に削減することを目指し、目標値を設定。
-------	---	---

施策	46	地球環境に優しい社会づくり
-----------	-----------	----------------------

担当部局 企画財政部、総務部、**環境部**、農林部、県土整備部、都市整備部、企業局、下水道局、教育局

施策内容

温室効果ガスの排出と吸収の均衡（カーボンニュートラル*）を実現するためには、県だけでなく、県民や事業者、国や市町村などが一体となってその対策に取り組むことが不可欠です。

そのために、太陽光やバイオマス*、地中熱など多様な再生可能エネルギー*の普及拡大、県民のライフスタイルの転換や低炭素住宅の普及促進などに取り組みます。

また、エネルギーの効率的な利活用に向けた事業者への支援、環境負荷を低減させる自動車の普及促進、交通渋滞を緩和するための道路整備などを進めます。

このほか、顕在化している気候変動による被害を回避・軽減するための適応策も推進し、世界や国全体の動向を注視しつつ、県民が安心して豊かに暮らせる持続可能な社会の実現を目指します。

主な取組

- | | |
|-----------------------------------|---------------------------------------|
| ○ 太陽光やバイオマス、地中熱などの再生可能エネルギーの普及拡大 | ○ 自家用車から公共交通への利用転換や自転車活用の推進 |
| ○ 脱炭素社会の実現に向けたライフスタイルへの転換や環境学習の推進 | ○ 道路整備による交通渋滞の緩和 |
| ○ 住宅の省エネ対策の実施 | ○ コージェネレーションシステム*や燃料電池*によるエネルギーの効率的利用 |
| ○ 建築物環境配慮制度の運用などによる低炭素建築物の普及拡大 | ○ フロン類*の適正管理の指導・啓発 |
| ○ 目標設定型排出量取引制度*の推進 | ○ 県有施設の省エネルギー化など温室効果ガス排出削減対策の率先的な実施 |
| ○ 事業活動における省エネルギー対策の促進 | ○ 暑さ対策(ヒートアイランド*対策)の実施 |
| ○ EV・PHV*など電動車の普及促進 | ○ 気候変動への適応策の推進 |

施策指標

■ 温室効果ガスの排出量削減率 <div style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">環境部</div>	
12%（平成30年度） → 24%以上（令和8年度）	
指標の説明	県全体の温室効果ガス排出量の削減率（平成25年度（2013年度）比）。 県民や事業者などによる地球温暖化対策の成果を示す数値であることから、この指標を選定。
目標の根拠	令和32年（2050年）までの脱炭素社会の実現を旨とした「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正を踏まえ、目標値を設定。 ※国の「地球温暖化対策計画」改定後、5か年計画期間中に目標値を再設定。

■新車販売台数における電動車の割合

39.9%（令和元年度） → 56.0%（令和8年度）

指標の説明	乗用車の新車販売における電動車（ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、電気自動車及び燃料電池自動車）の割合。 従来車からCO ₂ の排出が少ない電動車への転換状況を示す数値であることから、この指標を選定。	指標の根拠	国の「グリーン成長戦略」の目標（2030年代半ばまでに、乗用車新車販売で電動車100%を実現）を踏まえ、令和17年度（2035年度）までに電動車の割合100%を達成することを目指し、目標値を設定。
-------	--	-------	--

施策	47	公害のない安全な地域環境の確保
-----------	-----------	------------------------

担当部局 **環境部**

施策内容

環境意識や技術の向上などにより、県内の大気、水質、土壌の汚染は改善が進んでいるものの、微小粒子状物質（PM_{2.5}）*や光化学オキシダント*のように子供や高齢者などが影響を受けやすい物質もあります。そのため、引き続き監視測定結果を県民・事業者提供してまいります。

また、工場・事業場から排出される有害物質や揮発性有機化合物（VOC）*の規制や工場・事業場への監視・指導を行うとともに、建物解体現場などにおける石綿*飛散防止対策の指導やモニタリング調査などを進めてまいります。

さらに、化学物質の排出量などの把握や事業者への排出抑制指導、騒音・振動・悪臭など身近な生活環境に関する問題に迅速かつ適切に対応してまいります。

主な取組

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 大気・水質・土壌の汚染の監視(常時監視) ○ 微小粒子状物質(PM_{2.5})対策の推進 ○ 揮発性有機化合物(VOC)対策の推進 ○ ディーゼル車運行規制の実施やアイドリングストップの指導 ○ 工場・事業場に対する規制遵守指導及び土壌・地下水の汚染拡散の防止 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 建物解体現場などにおける石綿飛散防止対策の推進 ○ 化学物質に関する情報公開や事業者の環境コミュニケーション*活動・災害対策の促進 ○ 事業所における公害防止体制の整備 ○ 公害苦情・紛争の適正処理 |
|---|--|

施策指標

環境部	
■微小粒子状物質（PM_{2.5}）の濃度	
10.5 μg/m ³ （令和元年度） → 10 μg/m ³ （令和8年度）	
指標の説明	大気中の微小粒子状物質（PM _{2.5} ）の年平均濃度。 大気汚染物質削減対策の成果を示す数値であることから、この指標を選定。
指標の根拠	国内の環境基準（15 μg/m ³ ）より厳しい世界保健機関（WHO）のガイドライン値である、10 μg/m ³ の達成を目指し、目標値を設定。



■ 針路11 稼げる力の向上

背景

生産年齢人口が減少する中で経済の活力を維持し魅力的な雇用を創出するには、デジタル技術などを活用した新たな産業の育成を進める必要があります。また、生産性を高め、企業の「稼げる力」を向上させることが重要です。

これらの状況の中で、企業が求めるAI*やIoT*などデジタル技術を活用できる人材の確保や育成が課題となっています。

また、中小企業・小規模事業者においては、経営者の高齢化による事業承継や自然災害等への事前の備えとしての事業継続計画（BCP*）作成などが課題となっており、企業のニーズに応じた支援が求められています。

2040年を見据えた方向性

デジタル技術などを活用した新たな産業の育成や企業の生産性の向上を進め、県経済の持続的な成長や雇用を実現します。

DX*時代における企業のニーズに合ったデジタル技術を活用できる人材の確保・育成に取り組みます。

中小企業・小規模事業者が直面する事業承継などの経営課題に対してプッシュ型で支援するとともに、災害など有事の際にも事業継続が可能となる計画の作成を支援します。

分野別施策

- 施策 48 新たな産業の育成と企業誘致の推進
- 施策 49 変化に向き合う中小企業・小規模事業者の支援
- 施策 50 商業・サービス産業の育成
- 施策 51 産業人材の確保・育成

施策	48	新たな産業の育成と企業誘致の推進
-----------	-----------	-------------------------

担当部局 **産業労働部、農林部、県土整備部、都市整備部、企業局**

施策内容

本県が将来にわたり成長・発展を続けていくためには、新たな産業の育成や県経済をけん引する成長産業の誘致により、その集積を図ることが必要です。

ポストコロナ*社会に向けてデジタルトランスフォーメーション（DX）*に取り組む中小企業・小規模事業者を支援するため、AI*・IoT*・ロボットをはじめとしたデジタル技術の活用支援や、製品開発及び実証の支援などにより、企業の「稼げる力」を高めます。

さらに、豊かな田園環境と調和した産業基盤の整備を行うとともに、市町村や金融機関等と連携したオール埼玉での企業誘致や、フォローアップを通じた企業のビジネスチャンスの拡大と県内への定着を支援し、本県の持続的な成長につなげていきます。

主な取組

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ AI・IoT・ロボットをはじめとしたデジタル技術の活用支援 ○ デジタル技術を活用した製品等の開発・実証支援 ○ 農業大学校跡地などを活用した成長産業の集積促進 ○ 農商工連携*などによる新事業創出の支援 ○ 新たな産業を担う高度人材の育成 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 企業のニーズに応じ、スムーズでワンストップなサポート体制による企業誘致の推進 ○ フォローアップの強化による、立地企業の定着支援と再投資促進 ○ 圏央道以北地域などへの企業誘致の推進 ○ 豊かな田園環境と調和した産業基盤の整備 ○ 企業立地などを促進する幹線道路の整備 |
|--|--|

施策指標

	■ 企業（製造業）が生み出す付加価値額	産業労働部
	4.8兆円（平成30年） → 4.8兆円（令和8年）	
指標の説明	<p>従業者4人以上の製造業を営む事業所が生み出す付加価値額。</p> <p>新たな産業の育成などによる製造業の経済成長を示す数値であることから、この指標を選定。</p>	目標の根拠
		<p>成長が見込まれる分野の育成などの取組により、過去5年間の最大値（平成30年4.8兆円）の達成を目指し、目標値を設定。</p> <p>※新型コロナウイルス感染症の大きな影響からの回復を目指す目標値。</p>
	■ 新規の企業立地件数	産業労働部
	250件（令和4年度～令和8年度の累計）	
指標の説明	<p>令和4年度以降、県内に立地した工場・研究所などの累計件数。</p> <p>産業集積を進める県の取組の成果を示す数値であることから、この指標を選定。</p>	目標の根拠
		<p>過去5年間（平成28年度～令和2年度）の実績を踏まえ、産業団地など適地への立地を進め、毎年度50件の企業立地を目指し、目標値を設定。</p>

■豊かな田園環境と調和した産業基盤の創出面積

都市整備部、企業局

200ha（令和4年度～令和8年度の累計）

うち、県によって創出する面積※ 100ha

指標の説明	計画的な開発により新たに整備された産業基盤の面積。 豊かな田園環境と調和した産業基盤の整備を進めることにより、企業の誘致・立地が進み活力が生み出されることから、この指標を選定。 ※「企業局経営5か年計画」に基づく面積	目標の根拠	各事業主体が令和8年度までに予定している産業基盤の整備などを着実に推進することを目指し、目標値を設定。
-------	--	-------	---

施策	49	変化に向き合う中小企業・小規模事業者の支援
-----------	-----------	------------------------------

担当部局 企画財政部、総務部、環境部、**産業労働部**、農林部、県土整備部、都市整備部

施策内容

本県の持続的な成長を実現するためには、県内企業の99.8%を占める中小企業・小規模事業者の経営の安定と生産性の向上が不可欠です。

新たな時代に向けて競争力を高めるため、デジタルトランスフォーメーション(DX)*や経営革新、新製品の開発、SDGs*の推進に取り組む企業を支援するとともに、新たな活力の源である起業・創業に対して伴走型で成長を支援します。

また、国内の新たな販路拡大の支援や、ジェトロ埼玉*等の関連機関と連携した海外市場へのビジネス展開の支援など、新たな事業展開の後押しにより、県内企業の「稼げる力」を高めます。

さらに、事業承継などの経営課題に対するプッシュ型支援、事業継続計画(BCP*)作成や円滑な資金調達など、多様な企業ニーズに応じた支援施策を展開します。

主な取組

- | | |
|-------------------------------------|------------------------------------|
| ○ 中小製造業やサービス産業などにおけるDX支援 | ○ 商工団体の事業に対する支援 |
| ○ 商工団体と連携した経営革新の取組への支援 | ○ 事業承継をはじめとする経営課題へのプッシュ型支援体制の強化 |
| ○ 産学官連携や知的財産活用*などによる新技術・新製品の開発支援 | ○ 中小企業の事業継続計画(BCP)作成に向けた取組の支援 |
| ○ SDGsを推進する企業の取組の支援 | ○ 中小企業・小規模事業者の資金調達の円滑化支援 |
| ○ 創業前の相談から創業後のフォローアップまでの一貫した創業支援の実施 | ○ 中小企業・小規模事業者が必要とする人材の育成 |
| ○ ビジネスマッチングなどによる成長が期待されるベンチャー企業の育成 | ○ 県土づくりの担い手確保・育成とICT*活用による労働生産性の向上 |
| ○ 販路開拓の支援 | ○ 公共事業における県内企業の受注機会確保や県産品の利用促進 |
| ○ 海外市場の新規開拓や現地の支援拠点によるビジネスサポート | ○ 入札参加資格審査での企業評価の実施 |
| ○ 海外を目指す県内企業の裾野拡大と新たな事業展開の支援 | ○ 北部地域振興交流拠点の検討推進 |

施策指標

■ 経営革新計画の承認件数

産業労働部

5,000 件（令和 4 年度～令和 8 年度の累計）

指標の
説明

「中小企業等経営強化法」に基づく経営革新計画の知事の承認件数。
中小企業の生産性向上につながる経営革新の取組状況を示す数値であることから、この指標を選定。

指標の
根拠

過去 5 年間（平成 28 年度～令和 2 年度）の実績を踏まえ、毎年度 1,000 件程度の経営革新計画承認支援実績を維持することを目指し、目標値を設定。

■ 県の支援による創業件数

産業労働部

1,000 件（令和 4 年度～令和 8 年度の累計）

指標の
説明

県が支援したもので、県が把握する創業件数。
県による創業・ベンチャー支援の取組の成果を示す数値であることから、この指標を選定。

指標の
根拠

過去 5 年間（平成 28 年度～令和 2 年度）の実績を踏まえ、毎年度 200 件程度の創業支援実績を維持することを目指し、目標値を設定。

施策	50	商業・サービス産業の育成
-----------	-----------	---------------------

担当部局 **産業労働部**

施策内容

コロナ禍*を契機に様々な業種でデジタル化が進む中、他業種に比べて労働生産性が低い商業・サービス産業のデジタル化は喫緊の課題と言えます。

こうした時代の変化に対応し、キャッシュレス*やeコマース*といった新たな決済・販売手法の導入など、事業者のデジタル技術の活用を支援することで、商業・サービス産業のデジタルトランスフォーメーション（DX）*を後押しします。

また、新たな商品やサービスの開発を通じて生産性や収益の改善を図る経営革新の取組を支援します。

さらに、地域商業の活性化を図るため、担い手となる人材の育成や集客イベントへの支援などを通じて、魅力と活力にあふれる商店街づくりを支援します。

主な取組

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 商業・サービス産業におけるデジタル技術活用支援 ○ 生産性向上を目指す経営革新の取組への支援 ○ サービス産業の付加価値を高める新商品・新サービスの創出支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○ SKIPシティ*を活用した映像関連産業の振興 ○ 商業・サービス産業を担う人材の育成 ○ 地域で頑張る商店街のにぎわい創出支援 ○ 商店街の快適で安全な環境づくり支援 |
|--|--|

施策指標

<p>■ サービス産業の労働生産性 産業労働部</p> <p>391.9 万円（平成 30 年度） → 459.2 万円（令和 8 年度）</p>	
<p style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">指標の説明</p>	<p>サービス産業に従事する就業者 1 人当たりの県内純生産額（政府サービス・金融及びインフラ関連産業を除く）。 商業・サービス産業の生産性がどれだけ向上したかを示す数値であることから、この指標を選定。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">指標の根拠</p>	<p>サービス分野の生産性向上の取組により、サービス産業に従事する就業者 1 人当たり県内純生産額が毎年度 2%以上向上することを目指し、目標値を設定。</p>

施策	51	産業人材の確保・育成
-----------	-----------	-------------------

担当部局 保健医療部、**産業労働部**、教育局

施策内容

デジタル技術の進展などによる産業構造の転換に伴い、働く人に求められる能力は変化しています。県内企業の持続的な成長を実現するため、ポストコロナ*社会において企業が必要とする人材の確保・育成を支援します。

そこで、高等技術専門校*や民間教育訓練機関を活用し、企業ニーズに対応した職業訓練を行います。また、デジタル技術を活用できる人材の不足に対応するため、AI*・IoT*分野の人材育成研修を実施します。

さらに、企業の海外展開を担う人材の確保や、引き続き需要が見込まれる福祉・医療分野の専門人材を育成します。あわせて、子供の発達の段階に応じて社会的・職業的自立に必要な資質・能力を育成するため、キャリア教育*や職業教育*を進めます。

主な取組

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 高等技術専門校における職業訓練の実施 ○ 民間教育訓練機関を活用した職業訓練の実施 ○ 中小企業・小規模事業者のニーズに対応した在職者のスキルアップ講習の実施 ○ 中小企業・小規模事業者が実施する認定職業訓練への支援 ○ デジタル技術を活用できる人材の育成 ○ ものづくり人材などの育成のための技能検定制度の普及 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 商業・サービス産業を担う人材の育成 ○ 県内中小企業の人材確保支援の拡充 ○ 海外展開を担う人材と海外展開する企業とのマッチング機会の創出 ○ 福祉・医療などを支える専門的人材の育成 ○ 専門高校における職業教育の充実 ○ 発達段階に応じたキャリア教育・職業教育の推進 |
|---|---|

施策指標

■ 在職者訓練による人材育成数		産業労働部
22,500人（令和4年度～令和8年度の累計）		
指標の説明	企業の従業員のスキルアップを図るために県が実施している技能講習を受講した人の数。 労働力人口が減少する中で、企業の生産性を高めるには、従業員のスキルアップが不可欠であることから、この指標を選定。	指標の根拠
	企業の従業員の人材育成支援について、令和元年度実績（4,356人）を上回る水準を維持することを目指し、目標値を設定。	

■技能検定合格者数

46,000人（令和4年度～令和8年度の累計）

指標の
説明

主にものづくり分野の技能を公証する国家検定制度である技能検定の合格者数。
技能検定は、企業の従業員等の技能水準の向上を促進するために有効であることから、この指標を選定。

目標の
根拠

技能検定合格者について、過去最高である令和元年度実績（9,238人）の水準まで回復させた上でそれを維持することを目指し、目標値を設定。



■ 針路12 儲かる農林業の推進

背景

本県農業の大きな特徴として「生産現場の近隣に大消費地がある」、「食品製造業が数多く立地している」という地の利があります。また、多彩な農産物が生産され全国トップクラスの産出額の農産物も数多く有しています。

一方、高齢化や後継者不足により農業者は減少しています。そのため、新規就農者や女性農業者など多様な担い手を確保することや熟練農業者の技術や知識を見える化し、次の世代へ伝承していくことが必要です。

本県林業においては、木材価格の長期低迷等により、計画的な伐採や植栽が行われず、森林の若返りや循環利用が進んでいません。また、林業従事者の減少や高齢化が進んでいることも課題となっています。

こうした中で、所得が向上し儲かる農林業の実現に取り組む必要があります。

2040年を見据えた方向性

意欲ある担い手へ農地を集積・集約し、大規模経営の認定農業者*や農業法人を増やすとともに、スマート農業*を普及させることで生産性を向上させます。

県農産物の認知度や評価を国内外で高め、収益力を向上させることにより、儲かる農業を確立します。

スマート林業*を普及させることで、林業・木材産業の生産性を向上させ県産木材の供給を拡大させます。また、消費者から生産者の顔が見えるサプライチェーン*の実現に取り組みます。

分野別施策

- 施策 52 農業の担い手育成と生産基盤の強化
- 施策 53 強みを生かした収益力ある農業の確立
- 施策 54 林業の生産性向上と県産木材の利用拡大

施策	52	農業の担い手育成と生産基盤の強化
-----------	-----------	-------------------------

担当部局 **農林部**、教育局

施策内容

本県の新たな就農者は近年増加傾向にあるものの、高齢化や後継者不足による農業者の減少は長期的に進行しており、農業の担い手不足が懸念されています。農業の競争力や持続性を確保するため、農業経営の法人化を更に進めるとともに、意欲ある農業経営体を支援します。

また、新規就農者の確保・育成及び定着を図るとともに、女性農業者や高齢農業者の活躍や企業などの参入を促し、地域農業を支える多様な担い手を育成します。

さらに、農地面積が減少を続ける中、農地の有効利用や生産性の向上を図るため、意欲ある担い手への農地の集積・集約化や、ほ場整備*など生産基盤の整備を進めます。

主な取組

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 農業法人など意欲ある農業経営体の経営力向上支援 ○ 農業大学校・高等学校・明日の農業担い手育成塾*などによる次代を担う新規就農者の確保・育成 ○ 担い手育成に取り組む農業大学校・高等学校の教育施設の整備・充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域に貢献する多様な担い手の育成支援 ○ 優良農地の確保と農地中間管理事業*の活用などによる担い手への農地集積・集約化の促進 ○ 低コストなほ場整備など効率的な生産を実現する基盤整備 |
|--|---|

施策指標

		農林部
■ 農業法人数		
1,201 法人（令和2年度末） → 1,560 法人（令和8年度末）		
指標の説明	農業組合法人、定款に農業に関する事業が明示されている法人の数。 農業法人は経営の基礎を備えており、経営の継続性や雇用を生む優れた農業の担い手として重要であることから、この指標を選定。	目標の根拠
		国の「日本再興戦略（改訂2015）」における令和5年度の農業法人数の目標値（5万法人）を踏まえ、県におけるこれに相当する水準（1,380法人）を達成し、更に増加させることを目指し、目標値を設定。
■ 担い手への農地集積率		
30%（令和元年度末） → 43%（令和8年度末）		
指標の説明	農業振興地域を有する市町村において、認定農業者*などの担い手が利用している耕地面積の割合。 担い手に農地が集積し規模拡大による生産性向上が図られていることを示す指標であることから、この指標を選定。	目標の根拠
		「農業経営基盤強化促進法」に基づき策定している「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」において、令和12年度末までに担い手への農地集積率が50%となることを目指していることを踏まえ、目標値を設定。

施策	53	強みを生かした収益力ある農業の確立
-----------	-----------	--------------------------

担当部局 産業労働部、**農林部**、教育局

施策内容

人口減少や高齢化、デジタル技術の発展、経済の国際化の進展など、本県農業を取り巻く環境は目まぐるしく変化しています。

こうした変化に対応するため、首都圏という大消費地の中に位置する地の利を生かし、消費者ニーズを的確に反映した農産物の生産拡大を図るとともに、県産農産物などの高付加価値化やブランド化、地産地消の推進による需要拡大に取り組み、農業の収益力を高めます。

また、デジタル技術などを活用したスマート農業*の推進や本県の自然条件に適した新技術・新品種の開発・普及により、イノベーション*を促進し生産性を向上させます。

さらに、家畜伝染病の予防対策や迅速・的確な防疫対策に向けた危機管理体制の強化により、発生予防及びまん延防止を図ります。

主な取組

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 各地域の特徴を生かした生産振興の支援 ○ 加工・業務用野菜、飼料・米粉用米など新たな需要も踏まえた品目ごとの産地体制の整備支援 ○ 6次産業化*及び農商工連携*による農産物の高付加価値化の支援 ○ 農薬や化学肥料の低減など環境に配慮した栽培による高付加価値化 ○ 県産農産物や加工食品のブランド化と輸出促進による販路拡大への支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 生活様式の変化に対応した販路の開拓 ○ 県産農産物の直売所・量販店での販売拡大や学校給食での活用など地産地消の推進 ○ スマート農業技術の開発・実証・普及 ○ 産地を支える戦略的試験研究の実施 ○ アフリカ豚熱*や高病原性鳥インフルエンザ*などの家畜伝染病防疫対策の強化 ○ 衛生管理の徹底による家畜の損耗防止 |
|--|--|

施策指標

農林部	
■ 農家※ 1戸当たり生産農業所得	
1,349,461円（令和元年度） → 1,822,000円（令和8年度）	
指標の説明	農家1戸当たりの農業経営による1年間の所得。生産農業所得は生産拡大や生産コスト削減などの取組の成果が反映され、農業の収益力を示すことから、この指標を選定。 ※経営耕地面積が10a以上の世帯又は販売金額が年間15万円以上ある世帯。
指標の根拠	過去5年間（平成27年度～令和元年度）の実績値の伸び率（年平均約5%）を踏まえ、令和元年度の現状値から35%向上させることを目指し、目標値を設定。

施策	54	林業の生産性向上と県産木材の利用拡大
-----------	-----------	---------------------------

担当部局 **農林部**

施策内容

本県では木材価格の低迷などを背景に、計画的な伐採や植栽が行われない「森林の少子高齢化」が進んでいます。「伐^きって・使^つって、植^きえて、育^つてる」森林資源の循環利用を進め、森の若返りを図ることで、持続可能な森林管理を推進します。

林業事業体の生産性を向上させるため、スマート林業*や森林の団地化・施業の集約化を推進するとともに、森林管理道などの整備や高性能林業機械の導入を進めます。

また、担い手を確保・育成するため、経営改善に取り組む林業事業体の支援や人材育成などを通じた技術力の向上を図ります。

さらに、県産木材の利用を拡大するため、安定的な供給体制を整備するとともに、公共施設などにおける利用を推進します。

主な取組

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 皆伐*・再造林システムの確立・普及 ○ 優良・少花粉苗木生産体制の整備 ○ スマート林業技術の導入・普及 ○ 森林の団地化と施業の集約化の促進 ○ 森林管理道や作業道の整備促進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 高性能林業機械の導入支援 ○ 経営能力と技術力に優れた担い手の育成 ○ 県産木材の安定的な供給体制の整備 ○ 公共施設や民間住宅などでの県産木材の利用拡大 |
|--|--|

施策指標

■ 県産木材の供給量 農林部

97,000 m³ (令和元年度) → 120,000 m³ (令和8年度)

指標の説明	森林から伐採・搬出され、利用される木材量。持続可能な森林管理のためには、木材の利用を拡大させ、森林資源の循環利用を進めることが重要であることから、この指標を選定。	指標の根拠	令和22年度までに木材供給量を森林資源の循環利用の実現に必要な201,000m ³ /年まで増加させることを目指し、目標値を設定。
--------------	---	--------------	--

■ 民有林*内の路網密度 農林部

22.8m/ha (令和元年度末) → 25.4m/ha (令和8年度末)

指標の説明	民有林内に開通している路網(公道、森林管理道及び作業道)の密度。効率的な森林整備や木材生産を行うためには、路網が重要な生産基盤であることから、この指標を選定。	指標の根拠	効率的な森林整備や木材生産を可能とするための国が示した路網整備の水準を踏まえ、本県の自然条件などを勘案し、目標値を設定。
--------------	---	--------------	--

3 将来像の実現に向けた基本姿勢(施策編)

「第1編 総論」の「4 将来像の実現に向けた基本姿勢」に掲げた2つの基本姿勢について、施策への反映状況を分かりやすく整理しました。

① 埼玉版SDGsの推進

本編「2 12の針路と54の分野別施策」の54施策と、SDGs*の17ゴールとの関連を整理しました。

さらに、54施策の中から特にSDGsの達成につながる主な取組を、17ゴールごとに示しました。

			1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 持続可能な消費と生産	4 質の高い教育をみんなに
安心・安全の追究	針路1	1 危機管理・防災体制の再構築				
		2 大地震に備えたまちづくり				
		3 治水・治山対策の推進				
		4 感染症対策の強化			●	
	針路2	5 防犯対策の推進と捜査活動の強化			●	
		6 交通安全対策の推進			●	
		7 消費者被害の防止				●
		8 食の安全・安心の確保		●	●	
		9 安全な水の安定供給と健全な水循環の推進				
		10 生活の安心支援	●		●	●
	針路3	11 地域で高齢者が安心して暮らせる社会づくり			●	
		12 介護人材の確保・定着対策の推進			●	●
		13 地域医療体制の充実			●	
		14 医師・看護師確保対策の推進			●	●
		15 医薬品などの適正使用の推進			●	

- | | | | |
|---|--------------------|---|-------------------|
|  | 貧困をなくそう |  | 人や国の不平等をなくそう |
|  | 飢餓をゼロに |  | 住み続けられるまちづくりを |
|  | すべての人に健康と福祉を |  | つくる責任つかう責任 |
|  | 質の高い教育をみんなに |  | 気候変動に具体的な対策を |
|  | ジェンダー平等を実現しよう |  | 海の豊かさを守ろう |
|  | 安全な水とトイレを世界中に |  | 陸の豊かさも守ろう |
|  | エネルギーをみんなにそしてクリーンに |  | 平和と公正をすべての人に |
|  | 働きがいも経済成長も |  | パートナーシップで目標を達成しよう |
|  | 産業と技術革新の基盤をつくろう | | |

5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
	●			●	●	●		●			●	
	●			●		●		●				
	●			●		●		●		●		
●				●							●	●
						●						
							●				●	
											●	
	●			●						●		
			●		●	●						
			●	●							●	●
			●	●								
				●		●		●				
											●	

		1 住み続けたいまちづくり	2 住み続けたいまちづくり	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	
誰もが輝く社会	針路4	16 きめ細かな少子化対策の推進	●		● ●	
		17 子育て支援の充実	●		● ●	
		18 児童虐待防止・社会的養育の充実	●		● ●	
	針路5	19 確かな学力と自立する力の育成				●
		20 豊かな心と健やかな体の育成			●	●
		21 多様なニーズに対応した教育の推進	●			●
		22 質の高い学校教育の推進			●	●
		23 私学教育の振興				●
		24 家庭・地域の教育力の向上				●
		針路6	25 生涯を通じた健康の確保		●	●
	26 生涯にわたる学びの推進					●
	27 高齢者の活躍支援				●	●
	針路7	28 就業支援と雇用環境の改善	●			●
		29 女性の活躍推進と男女共同参画の推進				●
		30 障害者の自立・生活支援			●	●
		31 人権の尊重				●
	針路8	32 多文化共生と国際交流のSAITAMAづくり				●
		33 地域の魅力創造発信と観光振興				●
		34 文化芸術の振興				●
		35 スポーツの振興			●	
		36 デジタル技術を活用した県民の利便性の向上				
		37 多様な主体による地域社会づくり				

5 ジェンダー平等を 実現しよう	6 安全な水とトイレ を世界中に	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくらう	10 人や国の不平等 をなくそう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさを 守ろう	15 陸の豊かさも 守ろう	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナーシップで 目標を達成しよう
●			●		●	●						●
●					●	●						
●			●		●	●					●	●
			●	●								●
											●	●
					●						●	
			●	●		●		●			●	●
				●								
											●	●
						●					●	●
●			●		●							●
●			●		●	●					●	
			●		●	●					●	●
●					●						●	
			●		●							●
			●	●		●	●				●	●
					●	●						
					●	●					●	
			●			●	●					●

		1 住み続けられるまちづくり	2 自然をせむに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	
持続可能な成長	針路9	38 住み続けられるまちづくり			●	
		39 埼玉の価値を高める公共交通網の充実				
		40 埼玉の活力を高める道路ネットワークの構築				
	針路10	41 みどりの保全と創出				●
		42 恵み豊かな川との共生				
		43 生物多様性の保全				●
		44 活力ある農山村の創造		●		●
		45 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進				
	針路11	46 地球環境に優しい社会づくり				●
		47 公害のない安全な地域環境の確保			●	
		48 新たな産業の育成と企業誘致の推進		●		●
	針路12	49 変化に向き合う中小企業・小規模事業者の支援				●
		50 商業・サービス産業の育成				
		51 産業人材の確保・育成				●
	針路12	52 農業の担い手育成と生産基盤の強化		●		●
53 強みを生かした収益力ある農業の確立			●			
54 林業の生産性向上と県産木材の利用拡大						

5 ジェンダー平等を 実現しよう	6 安全な水とトイレ を世界中に	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくらう	10 人や国の不平等 をなくそう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさを 守ろう	15 陸の豊かさも 守ろう	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナーシップで 目標を達成しよう
		●	●	●		●		●				
				●		●						●
				●		●						●
						●		●		●		●
	●					●			●	●		●
	●					●				●		●
	●		●			●	●			●		●
		●		●		●	●		●	●		●
		●		●		●	●	●				●
	●					●	●		●		●	
			●	●		●					●	
			●	●		●	●					●
			●	●								
●			●			●						
			●	●			●	●				
			●	●		●	●			●		

SDGsの達成につながる◆主な取組

	<p>ゴール1 貧困をなくそう</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆就労・住宅支援など生活困窮世帯・生活保護世帯の自立に向けた支援【分野別施策 10】 ◆子供の居場所*づくり活動等に対する支援【分野別施策 17】
	<p>ゴール2 飢餓をゼロに</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆農業大学校・高等学校・明日の農業担い手育成塾*などによる次代を担う新規就農者の確保・育成【分野別施策 52】 ◆県産農産物や加工食品のブランド化と輸出促進による販路拡大への支援【分野別施策 53】
	<p>ゴール3 すべての人に健康と福祉を</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆在宅医療連携拠点*の機能強化と、医療と介護の連携体制の構築支援【分野別施策 11】 ◆医療を支える専門的人材の育成【分野別施策 14】
	<p>ゴール4 質の高い教育をみんなに</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆G I G Aスクール構想*によるI C T*教育の推進【分野別施策 19】 ◆多様な学習機会や学習情報の充実などによる学びを支える体制づくり【分野別施策 26】
	<p>ゴール5 ジェンダー平等を実現しよう</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆働き方の見直しによる男女ともに仕事と家庭を両立できる環境づくり【分野別施策 29】 ◆男女共同参画の視点に立った教育内容の充実【分野別施策 29】
	<p>ゴール6 安全な水とトイレを世界中に</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆県営浄水場への高度浄水処理施設の整備【分野別施策 9】 ◆工場・事業場に対する規制遵守指導及び土壌・地下水の汚染拡散の防止【分野別施策 47】
	<p>ゴール7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆太陽光やバイオマス*、地中熱などの再生可能エネルギー*の普及拡大【分野別施策 46】 ◆コージェネレーションシステム*や燃料電池*によるエネルギーの効率的利用【分野別施策 46】
	<p>ゴール8 働きがいも経済成長も</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆職業訓練を含めた、高齢者のリカレント教育*機会の提供【分野別施策 27】 ◆介護や病気治療と仕事との両立支援など、働きやすい職場環境づくりの推進【分野別施策 28】
	<p>ゴール9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆A I *・I o T*・ロボットをはじめとしたデジタル技術の活用支援【分野別施策 48】 ◆豊かな田園環境と調和した産業基盤の整備【分野別施策 48】

	<p>ゴール 10 人や国の不平等をなくそう</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆地域や学校、企業などにおけるLGBTQ*や外国人への偏見、感染症を理由とした差別等の人権問題に関する啓発活動の実施【分野別施策 31】 ◆外国人の日本語学習支援及び日本文化の理解促進【分野別施策 32】
	<p>ゴール 11 住み続けられるまちづくりを</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆埼玉版スーパー・シティプロジェクト*の推進【分野別施策 38】 ◆快適で楽しい公園空間の提供【分野別施策 38】
	<p>ゴール 12 つくる責任つかう責任</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ごみを減らすライフスタイルの普及や食品ロス*・事業系ごみ削減の促進【分野別施策 45】 ◆プラスチックを資源とした循環的利用の推進【分野別施策 45】
	<p>ゴール 13 気候変動に具体的な対策を</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆地震、大雪、集中豪雨、竜巻等による災害に的確に対応するための体制の整備【分野別施策 1】 ◆流域治水*への転換に伴う水災害リスクに備えたまちづくりのための浸水想定区域図等の活用【分野別施策 3】
	<p>ゴール 14 海の豊かさを守ろう</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆下水道、農業集落排水*などの生活排水処理施設の整備や合併処理浄化槽*への転換の促進【分野別施策 42】 ◆SAITAMAリバーサポーターズ*の活動推進【分野別施策 42】
	<p>ゴール 15 陸の豊かさを守ろう</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆緑の保全・創出に関する学習環境の整備や園庭・校庭の芝生化などの推進【分野別施策 41】 ◆侵略的外来生物*の計画的防除【分野別施策 43】
	<p>ゴール 16 平和と公正をすべての人に</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆子供、高齢者、女性などを犯罪から守るための対策の推進【分野別施策 5】 ◆子供・高齢者・障害者の権利擁護・虐待防止対策の強化【分野別施策 31】
	<p>ゴール 17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆県民・市町村・企業・団体など多様な主体との連携・協働による埼玉の魅力の創造・発信と観光客の誘致・回遊の促進【分野別施策 33】 ◆県・市町村・企業等との連携による魅力ある地域づくりの推進【分野別施策 37】

② 新たな社会に向けた変革

本編「2 12の針路と54の分野別施策」の分野別施策に掲載している「主な取組」のうち、特に新たな社会に向けた変革へ対応を進める取組を、12の針路ごとに整理しました。

《新たな社会に向けた変革に対応して盛り込むべき視点》

- 新しい働き方の定着・加速(テレワーク*など柔軟な勤務形態)
- 新しい暮らし方への支援(地方への移住、オンライン利用の増加・拡大など)
- デジタル技術の活用促進(人材育成、オープンデータ、新産業への支援など)

上記視点が特に盛り込まれた◆主な取組

針路1 災害・危機に強い埼玉の構築 【分野別施策1~4】

◆河川改修や調整池の整備・質的改良

県が管理する河川などを対象とした3D測量の実施・CIM*の推進による、効率的な維持管理、迅速な災害復旧や建設業の生産性・安全性向上

針路2 県民の暮らしの安心確保 【分野別施策5~10】

◆警察職員の確保、警察施設や警察装備の整備

業務へのRPA*・AI-OCR*や職員の携帯端末を業務で使用できるアプリ等の活用による、業務の省力化・迅速化や高付加価値業務へのシフト

針路3 介護・医療体制の充実 【分野別施策11~15】

◆ロボット・ICT*の導入や資格取得による処遇改善など働きやすい職場環境の整備促進

介護施設へのロボット等の導入やノウハウの支援による、職員の負担軽減、ケアの最適化や質の高い介護の実現

◆オンライン診療*、電子処方箋*及びオンライン服薬指導*の普及促進

オンライン診療などの普及による、県民の利便性向上や感染症拡大防止

針路4 子育てに希望が持てる社会の実現 【分野別施策16~18】

◆地域における子育て支援の充実

オンラインを活用した子育て支援事業の導入促進による、多数・多様な支援ニーズへの対応強化

針路5 未来を創る子供たちの育成 【分野別施策19~24】

◆GIGAスクール構想*によるICT教育の推進

埼玉県学力・学習状況調査*などのデータとAI*の活用による、一人一人のレベルやニーズに応じ個別最適化された学習コンテンツの提供

針路 6 人生100年を見据えたシニア活躍の推進 【分野別施策 25~27】

◆糖尿病性腎症重症化予防対策の推進

レセプトデータ分析に基づく受診勧奨・保健指導による、健康寿命の延伸と医療費の増加抑制

針路 7 誰もが活躍し共に生きる社会の実現 【分野別施策 28~31】

◆テレワークなど柔軟な働き方*の推進

テレワークの導入・定着を進める中小企業への支援

針路 8 支え合い魅力あふれる地域社会の構築 【分野別施策 32~37】

◆テレワークなど新たな働き方の普及に伴う関係人口*の創出や移住・定住の促進

県内でテレワークなどを行いながら地域貢献の取組に参画する企業への支援

◆データ活用による新サービスの創出と地域の活性化支援

県・市町村データの共通形式での公開、データ同士のリンクによる、行政の透明性確保、県民サービスの向上や官民協働の推進

針路 9 未来を見据えた社会基盤の創造 【分野別施策 38~40】

◆埼玉版スーパー・シティプロジェクト*の推進

AI・IoT*・5G*などの活用による、魅力的な拠点の構築、先進的な共助の実現及び持続可能な地域の形成

針路 10 豊かな自然と共生する社会の実現 【分野別施策 41~47】

◆事業活動における省エネルギー対策の促進

IoTなどを活用したスマート省エネ技術を導入する中小企業への支援による、温室効果ガス排出量の削減

針路 11 稼げる力の向上 【分野別施策 48~51】

◆デジタル技術を活用した製品等の開発・実証支援

ポストコロナ*社会に資するデジタル技術を活用した製品開発への支援による、企業の競争力の強化

◆中小製造業やサービス産業などにおけるDX*支援

DX推進のための伴走型支援による、経営力の向上

◆創業前の相談から創業後のフォローアップまでの一貫した創業支援の実施

テレワークや新たなビジネスニーズなどポストコロナに対応した創業支援

◆デジタル技術を活用できる人材の育成

AI・IoTなどのデジタル技術を活用する能力の育成訓練

針路 12 儲かる農林業の推進 【分野別施策 52~54】

◆スマート農業*技術の開発・実証・普及

IoTやロボットを活用した機械化・省力化技術などの開発・実証・普及による、農業現場の生産性向上や栽培技術力の継承